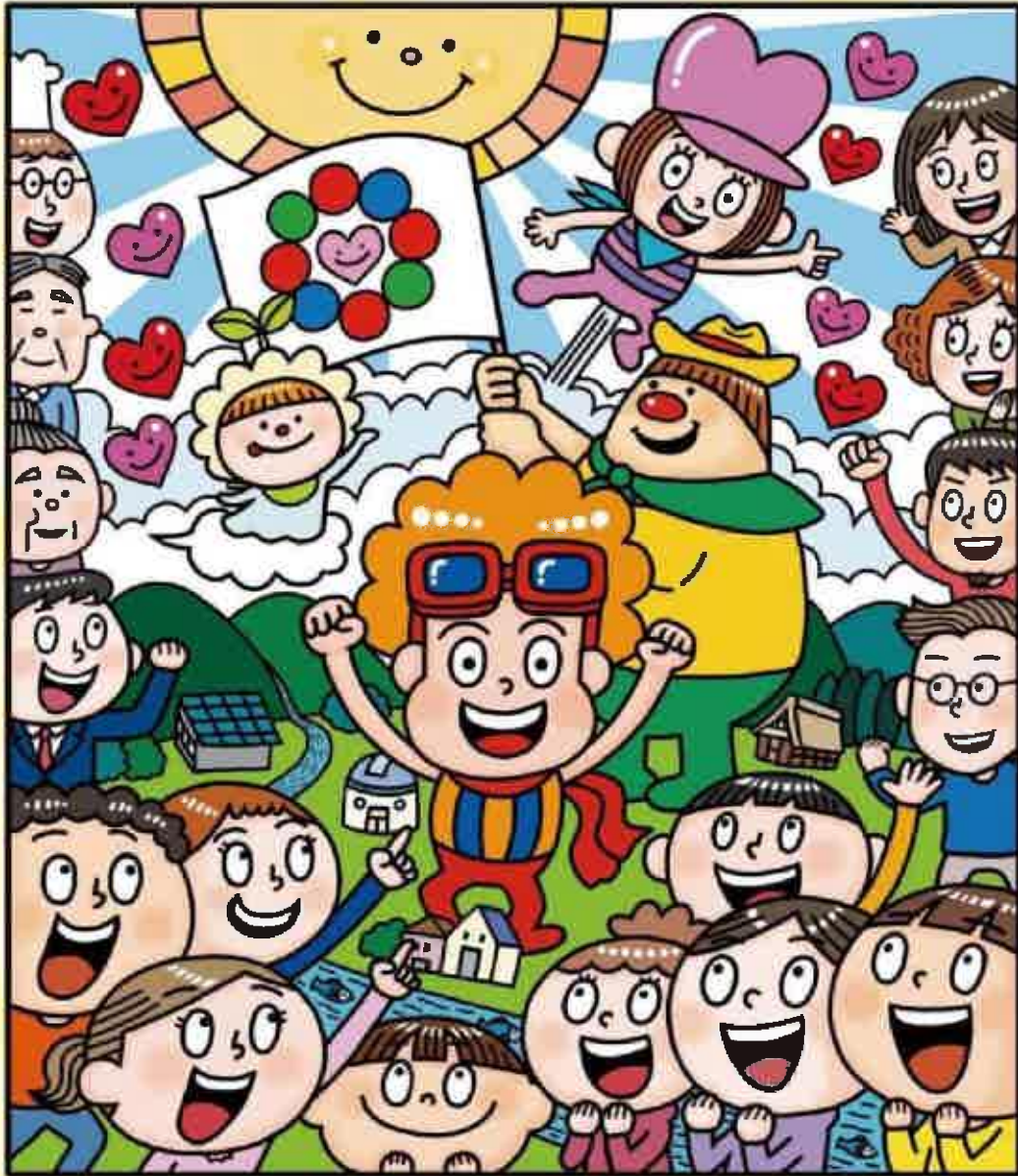


南砺市こども計画



2025年 3月

南砺市

ごあいさつ

ふるさと南砺の未来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して暮らせる環境を整えるために、新たな「南砺市子ども計画」を策定しました。

少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと言われています。国は 2023（令和 5）年 4 月にこども基本法を施行し、同年 12 月に 5 年間の政策指針である「こども大綱」を策定して、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとししました。また、同時に「こども未来戦略」を策定し、すべてのこどもと子育て世帯の生活を支援し、若い世代が希望通りに結婚・子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現にむけ、子ども・子育て政策を強化するとしています。



南砺市ではこれまで、「子ども・子育て関連 3 法」の成立を受けて 2015（平成 27）年 3 月に第 1 期子ども・子育て支援事業計画を策定し、2020（令和 2）年 3 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえて第 2 期計画を策定し、誰一人取り残さない、切れ目ない子育て支援体制の構築を進めてきました。

また、2021（令和 3）年度から 2 カ年かけて「南砺市こどもの権利条例」を制定し、その基本理念である「こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会」の実現にむけて、2024（令和 6）年 3 月に「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」（以下「アクションプラン」という）を策定し、取組を進めています。

この計画は、子ども・子育て支援事業計画をはじめとした法令にもとづく各種計画や市独自のアクションプランを包括し、市のこども・子育て支援施策が市民にとって一体的でわかりやすいものとなるように努めたものです。本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さまに対し、心からお礼を申し上げます。

こどもは家庭のみならず、地域社会全体で育てるものであり、地域のつながりを深め、こどもと若者と大人と一緒に成長できる環境を築くことが、南砺市で暮らすすべての市民の活力と幸福につながると確信しています。南砺市は、子どもたちが明るい未来を自由に描き、その夢を実現できるよう全力で支えます。すべてのこどもと若者が尊重され、子育ての喜びを分かち合い、こどもを育てたい、そしてこどもが育ちたいと願う南砺市と一緒に創り上げていきましょう。

令和 7 年 3 月

南砺市長 田中 幹夫

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 他計画との関係	3
4 計画期間	4
5 制度改正等の内容	5
6 計画の策定体制と市民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 南砺市の現状と課題	8
1 本市における人口とこども人口の状況	8
2 子育て家庭の状況	10
3 保護者の就業・育児休業制度利用状況	12
4 子育て支援事業の利用状況	15
5 家庭の経済状況からみた子育て環境	16
6 こどもの生活・意識の状況（小5・中2の意見の分析）	18
7 関係団体ヒアリングからの知見	22
8 施策事業の進捗評価	24
9 第2期計画の振り返りと課題の整理	25
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の方向性	29
3 SDGs への取組	29
4 基本的な視点	30
5 計画の基本目標	30
6 施策の体系	35
第4章 子ども・子育て支援の施策の展開	36
基本目標1 未来をひらく子育て支援	36
基本目標2 子育てを担う家庭への支援	40
基本目標3 地域や企業におけるこども・若者と家庭への支援	48
基本目標4 配慮が必要なこども・若者と家庭への支援	53
基本目標5 こども・若者の権利の尊重	61
第5章 子ども・子育て支援の事業展開	71
1 教育・保育等の提供区域	71
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	71
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況	74
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	76

5 総合的なこどもの放課後対策の推進	86
第6章 計画の推進体制	89
1 計画の推進	89
2 関連機関や地域との連携	89
3 計画の進行管理及び計画の点検・評価	90
資料編	91
1 南砺市子ども・子育て会議	93
（1） 南砺市子ども・子育て会議条例	93
（2） 南砺市子ども・子育て会議委員名簿	95
（3） 会議の開催日と審議内容	97
2 子育て支援・少子化対策の動向	98



<南砺市こどもの権利キャラクター>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの数）は年々減少を続け、2023（令和5）年で1.20となり、出生数も約73万人と過去最少となるなど、少子化に歯止めがかからない状況となっています。また、少子高齢化とともに都市部への人口集中などにより、地方の多くの市町村で地域の活力が低下しつつあります。少子化の要因としては、若者の結婚観やライフスタイルの変化、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感、子育てに関する経済的負担感などがあげられています。

このようなこどもや子育てを取り巻く社会状況の変化を受けて、国は2023（令和5）年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を発足、そして同年12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しており、それを「こどもまんなか社会」と表現しています。

また「こども大綱」の考え方にに基づき、集中的に取り組む具体的な取組として「こども未来戦略」を策定し、（1）若い世代の所得を増やす、（2）社会全体の構造・意識を変える、（3）すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、という3つの基本目標を掲げ、児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などに取り組むとしています。

南砺市（以下「本市」という。）においては、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立をうけて、「なんとっ子すくすくプラン（南砺市子ども・子育て支援事業計画）（以降「第1期計画」という。）」を2014（平成26）年度に策定しました。

この計画は、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に対応した計画であるとともに、これまで市が実施してきた、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画も包含した計画となっていました。また、その後継計画として、2019（令和元）年度に「なんとっ子すくすくプラン（第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画）（以降「第2期計画」という。）」を策定しました。第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、保育の量的拡大・確保、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

さらに本市では、2023（令和5）年4月に「南砺市こどもの権利条例」（以下「権利条例」という。）を制定しました。この権利条例の目的は「こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、健やかに成長できる環境づくり」であり、その実現を目指して「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を2024（令和6）年3月に策定しました。

このように、国の「こども大綱」が策定され、そして「こども基本法」において市町村版の「こども計画」の策定が求められていること、また、本市では、2024（令和6）年度で第2期計画が終了し、「第3期南砺市子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められています。このことから、「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を

第1章 計画策定にあたって

一体的に策定するとともに、こども大綱の内容を包含するアクションプランを統合し、「南砺市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

「こども」表記について

国が用いる「こども」の表記については、「子供」「子ども」「こども」が混在していますが、本計画では以下の基準で使い分けをすることとします。

- （１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。
- （２）特別な場合とは、①法令に根拠がある語を用いる場合、②固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名等）とします。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村は「こども大綱」と「都道府県版こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められています。

また、「市町村こども計画」は、既存の各種法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定することができるとされています。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

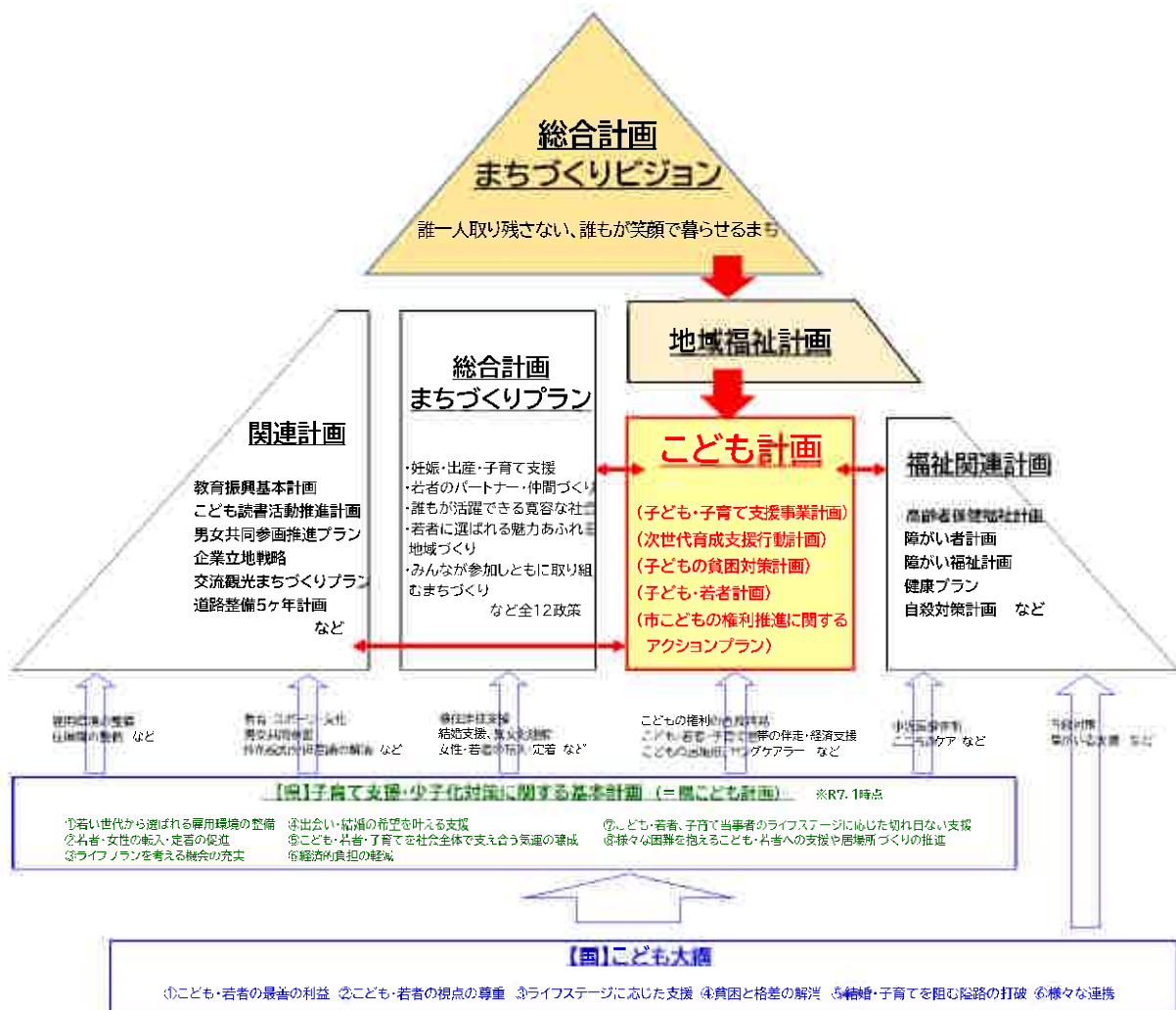
以上を踏まえて、本計画は、第2期計画と同様に、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を含んで策定するものとし、新たにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」、南砺市こどもの権利条例に基づくアクションプランと一体的に策定します。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、市の最上位計画である「南砺市総合計画」及び福祉政策の上位計画である「南砺市地域福祉計画」のもと、関連する「南砺市教育振興基本計画」、「南砺市障がい者計画」「南砺市障がい福祉計画」、「南砺市民健康プラン」、「南砺市子ども読書活動推進計画」、「南砺市男女共同参画推進プラン」、「南砺市環境基本計画」、「南砺市食育推進計画」、「南砺市自殺対策計画」との整合性を図りました。

また、国の「こども大綱」及び「富山県こども計画（仮称）」を勘案した計画としています。

■計画の位置づけと他計画との関係



第1章 計画策定にあたって

4 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
第2期南砺市子ども・子育て 支援事業計画					南砺市こども計画 (第3期南砺市子ども・子育て 支援事業計画)				
		中間 見直し		次期 計画の 策定			中間 見直し		次期 計画の 策定



5 制度改正等の内容

(1) こども基本法の施行とこども大綱の策定

①こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022（令和4）年6月に成立し、2023（令和5）年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

②こども家庭庁の発足

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに2023（令和5）年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

こどもまんなか社会とは・・・

「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」

③こども大綱

こども大綱は、2023（令和5）年12月に閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めています。こども施策に関する基本的な方針は以下の6つが掲げられています。

- 1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- 3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む

第1章 計画策定にあたって

隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものでもあります。

④市町村こども計画

2023（令和5）年に施行された「こども基本法」に基づき、国のこども大綱、県のこども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

市町村こども計画は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案しながら、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとってわかりやすいものとする、そして自治体の事務負担の軽減を図ることを目的に、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができます。具体的には、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」などと一体的に策定できるとされています。

（2）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

2022（令和4）年に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが目的となっています。この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。具体的には以下のような取組が追加されています。

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- ③こどもの権利擁護に関する事項の追加
- ④その他所要の改正

6 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画を策定するにあたり、庁内に「こども施策推進本部」を設置して関係部署と協議・調整を行いながら相互に連携を図り、子ども・子育て支援法に基づき設置した「南砺市子ども・子育て会議」を開催して、保護者や子育て支援関係者から計画に対する意見を求めています。

また、2024（令和6）年5月に子育て中の保護者及び妊産婦を対象としたアンケート形式のニーズ調査を実施したほか、今回あらたに、民生委員児童委員やスクール・ソーシャル・ワーカー、フリースクール開設者など、こどもや子育て家庭に関わっている市民やそれを支援している関係者を対象としたヒアリングを実施しました。

市町村こども計画の策定で求められているこどもの意見聴取については、市内の小学5年生と中学2年生を対象としたアンケート調査を実施しています。

これらの意見を踏まえて作成した計画素案についてパブリックコメントを実施し、市民から寄せられた意見を考慮して計画に反映しました。

本計画については、市のホームページや情報公開コーナーなどを通して住民への周知を図ります。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、市民の必要に対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換や必要な支援を受け、連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施については、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携に努めました。

第2章 南砺市の現状と課題

1 本市における人口とこども人口の状況

(1) 人口とこども人口の推移

本市の総人口は、2015（平成27）年以降減少し続け、2021（令和3）年には5万人を下回っており、2024（令和6）年3月末時点で46,585人となっています。

3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は19.0%、年少人口（0～14歳）は23.8%減少しています。

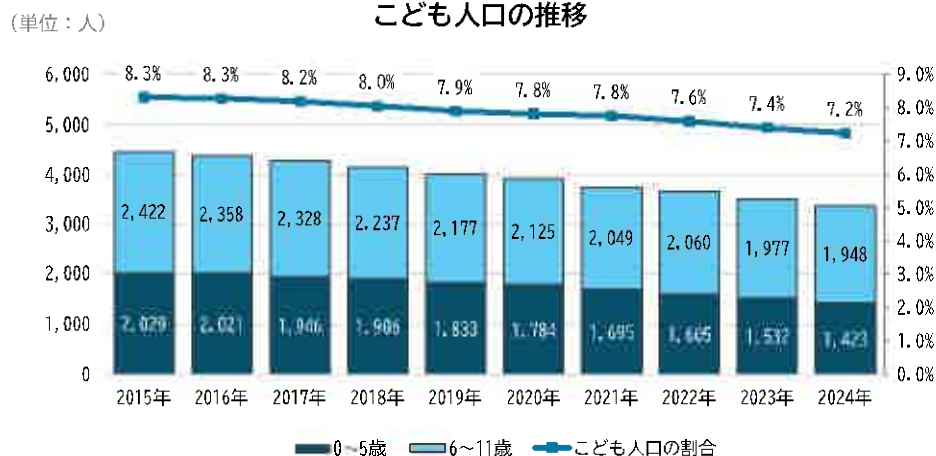
3階級別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

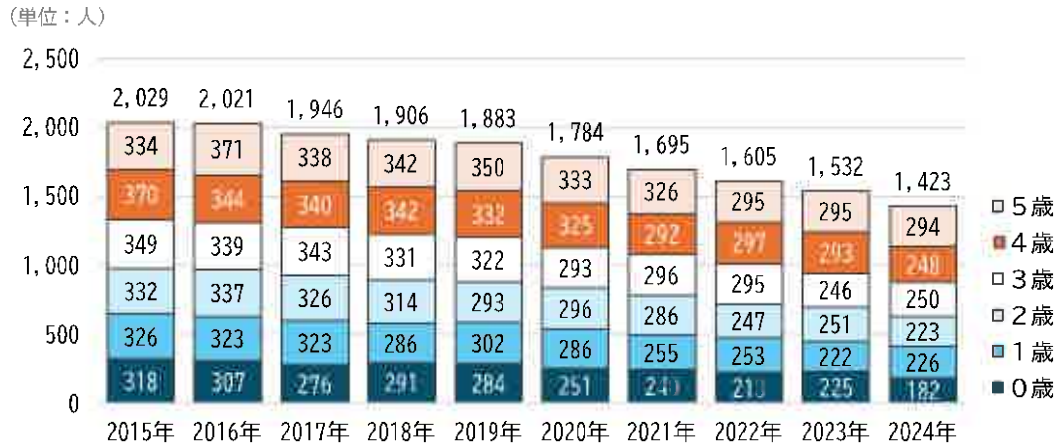
こども人口（就学前児童及び小学生）も2015（平成27）年以降減少が続いており、総人口に対するこども人口の割合は減少しています。

こども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

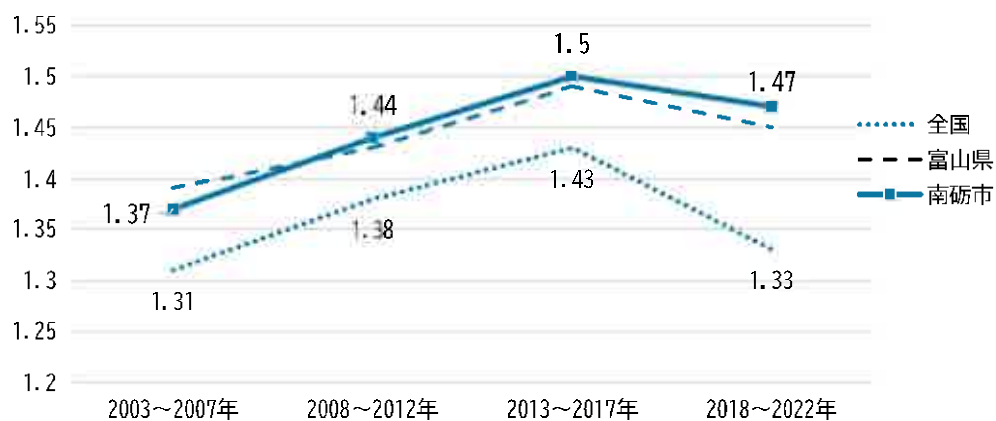
さらに詳細に、就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、2015（平成27）年では、いずれの年齢も300人台の人口でしたが、2024（令和6）年では、どの年齢も300人を下回り、0歳児は200人を下回っています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2008（平成20）年以降、全国平均と県平均を上回って推移しています。2017（平成29）年までは増加傾向にありましたが、2018（平成30）年からは全国や県と同じく低下しています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は緩やかな減少傾向にあります。6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯は、それぞれ26.9%、22.6%減少しています。

■ 子育て世帯（18歳未満の親族がいる世帯）の推移

（単位：世帯）



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。増加率では、男親と子どもから成る世帯の方がわずかに大きい状況です。

■ ひとり親世帯の推移

（単位：世帯）

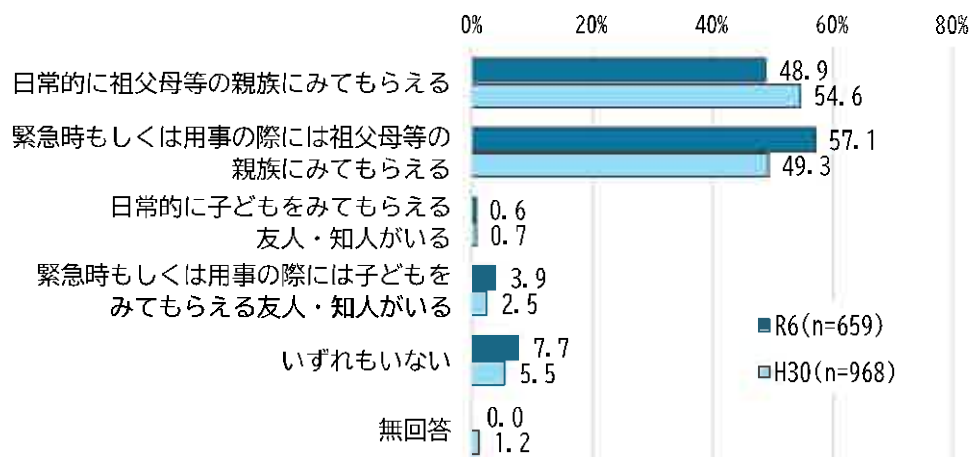


資料：国勢調査

(2) こどもをみてもらえる親族や友人の状況

子ども・子育て支援事業に関する調査では、子育て世帯（就学前児童保護者）に対し、子育てを日常的に又は緊急時にみてもらえる人がいるか尋ねており、前回調査（H30）と比較すると「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合はやや減少し、一方で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合はやや増加しています。また、「いずれもない」の割合が7.7%となっています。

こどもをみてもらえる親族や友人の有無



資料：南砺市子ども・子育て支援事業に関する調査

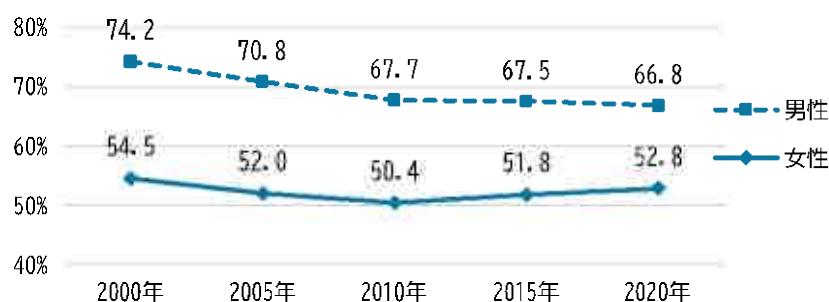


3 保護者の就業・育児休業制度利用状況

(1) 本市の就業率

2020（令和2）年までの15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下しているのに対し、女性は2015（平成27）年以降上昇しています。

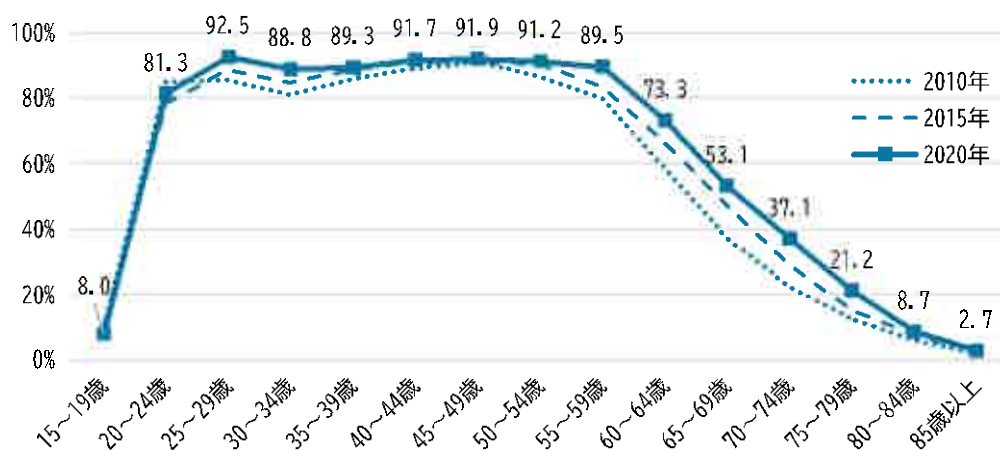
男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・子育て期間中の離職による30代の女性の労働力の低下はほぼ起こらなくなっており、結婚・子育て期間中も女性が働き続けることができるよう変化してきています。

女性の年齢別労働力率



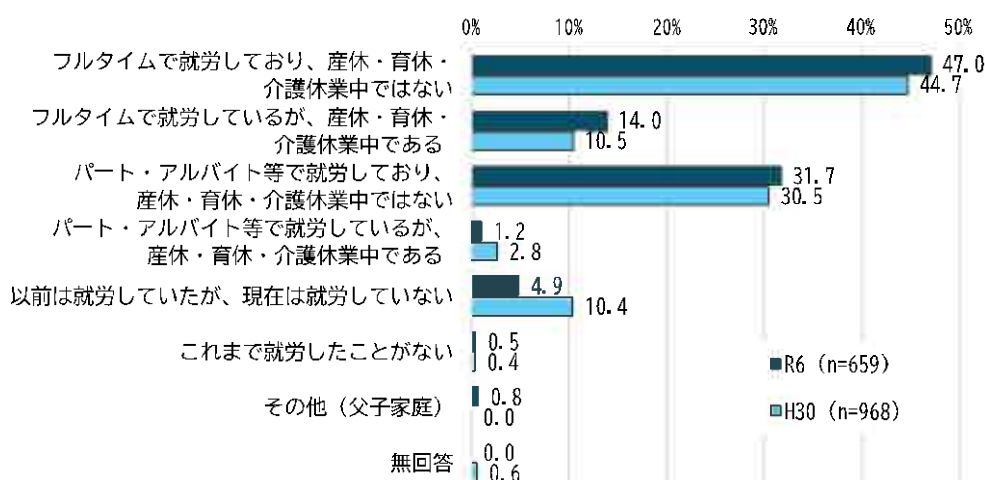
資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた「フルタイム就労」は61%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた「パートタイム就労」は32.9%となっています。

前回調査と比較してみると、「フルタイム就労」は増加し、一方で「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が低下しています。

母親の就労状況（就学前児童保護者）

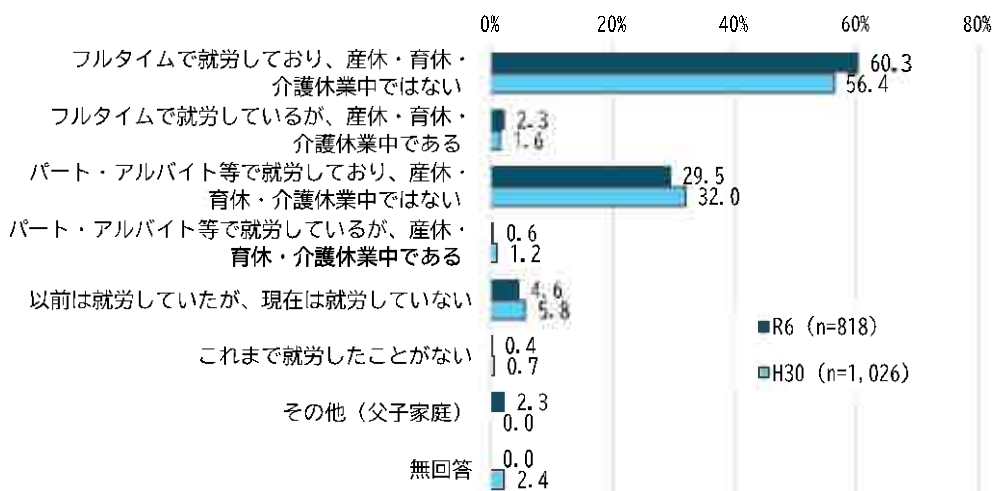


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

小学生保護者は、就学前児童保護者と比べ、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高く、6割を超えています。

また、前回調査と比較すると、やはり「フルタイム就労」がわずかに増加しています。

母親の就労状況（小学生保護者）

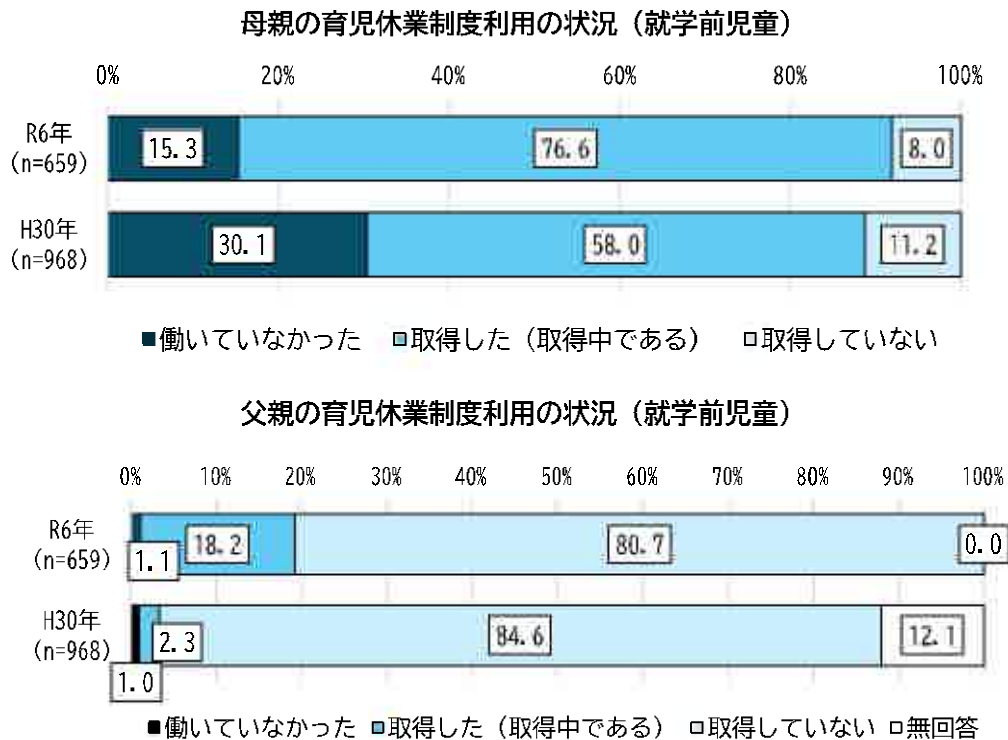


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第2章 南砺市の現状と課題

(3) 育児休業制度利用の状況

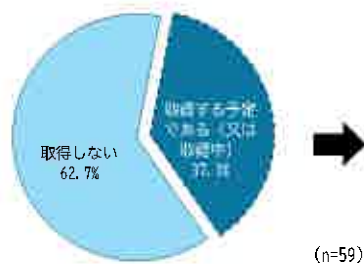
就学前児童の母親の育児休業制度の利用状況は76.6%で、父親は18.2%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は前回調査より18.6ポイント、父親は15.9ポイント高くなっています。



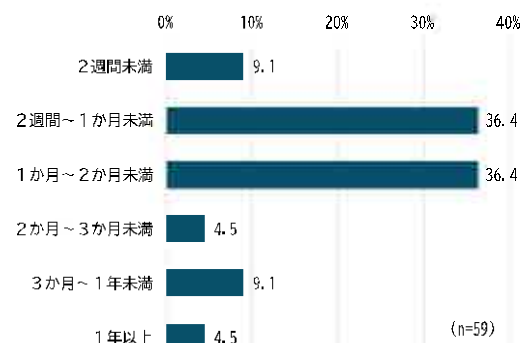
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

また、妊産婦のパートナーの育児休業制度の利用状況は37.3%で、前回調査と比較すると32.7ポイント高くなっています。取得（予定）期間は「2週間～1か月未満」「1か月～2か月未満」（各36.4%）、「2週間未満」「3か月～1年未満」（各9.1%）、「2か月～3か月未満」「1年以上」（各4.5%）となっています。

パートナーの育児休業の取得予定



パートナーの育児休業日数（予定）



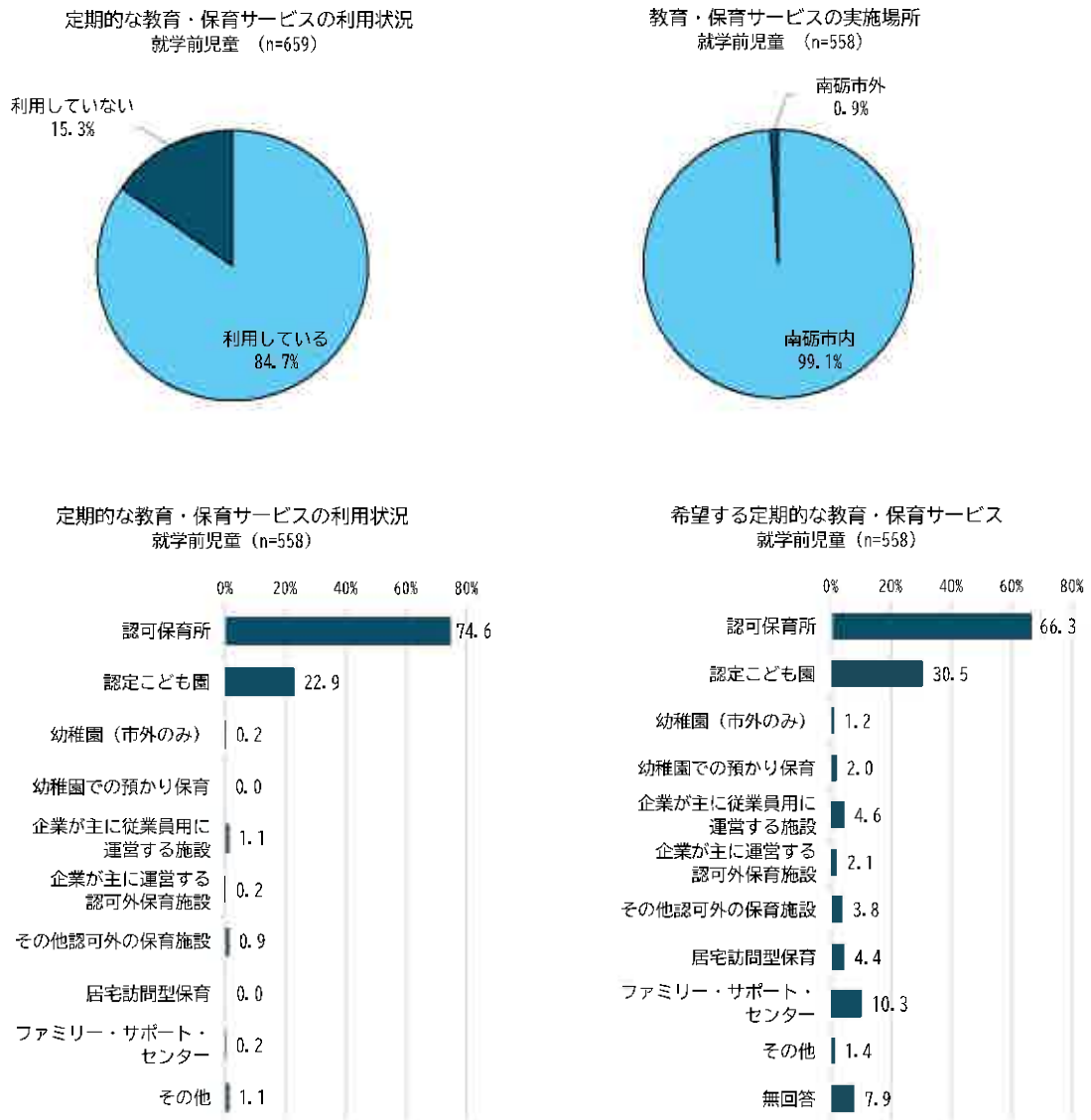
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育サービス利用

定期的な教育・保育サービスについて、「利用している」は84.7%となっています。利用者の99.1%は市内のサービスを利用しています。

利用中の事業について、「認可保育所」の利用者が74.6%を占め、次いで「認定こども園」が22.9%となっています。また、今後希望する事業でも「認可保育所」(66.3%)の割合が高く、「認定こども園」は30.5%、それ以外の事業はほぼ1割未満となっています。



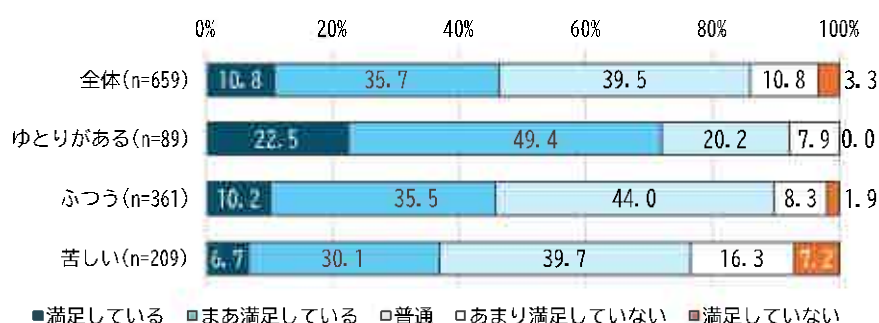
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

5 家庭の経済状況からみた子育て環境

(1) 「経済状況」と「子育て環境や支援への満足度」のクロス分析

暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかという設問について、住んでいる地域における子育て環境や支援への満足度のクロス分析（未就学児保護者）をすると、経済的に「ゆとりがある」世帯のほうが、子育て環境や支援に「満足している」や「まあ満足している」の割合が高くなっており、一方で、経済的に「苦しい」世帯は「あまり満足していない」と「満足していない」の割合が高くなっています。

「経済状況」と「子育て環境や支援への満足度」のクロス分析

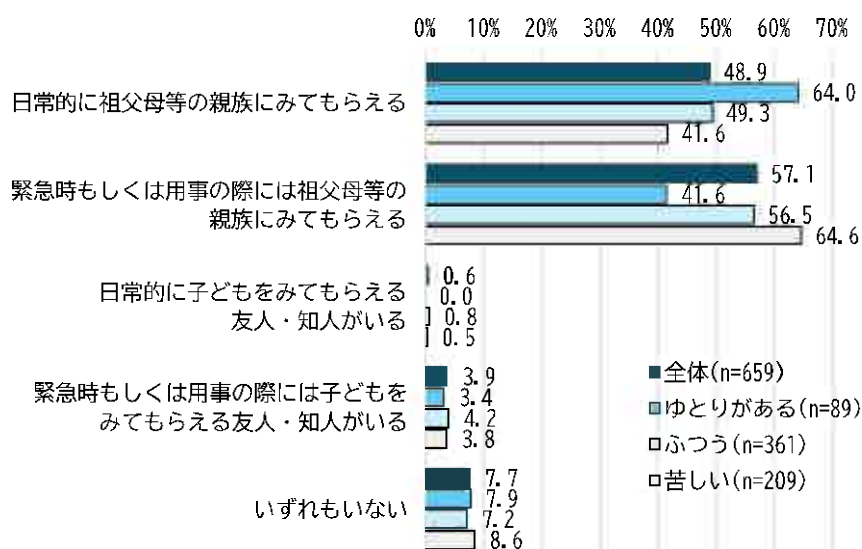


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(2) 「経済状況」と「子どもをみてもらえる親族や友人の状況」のクロス分析

暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかという設問について、子どもをみてもらえる親族や友人の有無とクロス分析（未就学児保護者）をすると、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合は経済的に「ゆとりがある」世帯のほうが高く、「苦しい」世帯が低くなっています。

「経済状況」と「子どもをみてもらえる親族や友人の状況」のクロス分析

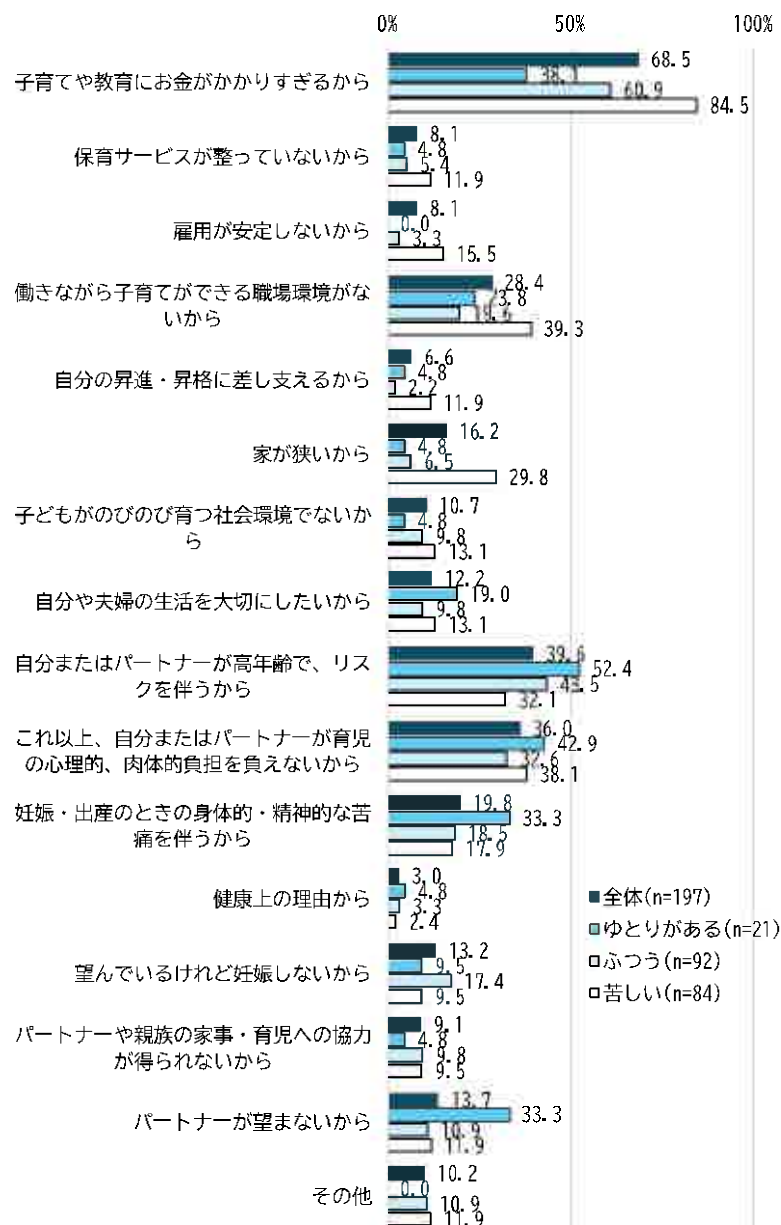


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(3)「経済状況」と「理想的なこどもの数を実現できない理由」のクロス分析

暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかという設問について、理想的なこどもの数を実現できない理由のクロス分析（未就学児保護者）をすると、経済的に「ゆとりがある」世帯と「苦しい」世帯とで最も差がでているのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっており、「苦しい世帯」ほどお金がかかりすぎるため理想のこどもの数をあきらめている傾向が出ています。

「経済状況」と「理想的なこどもの数を実現できない理由」のクロス分析



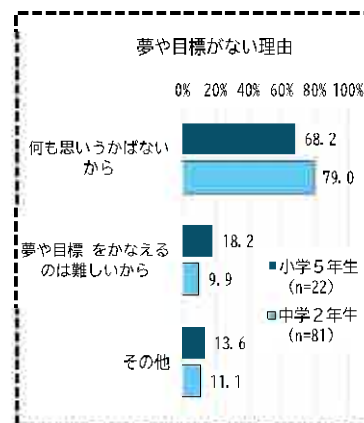
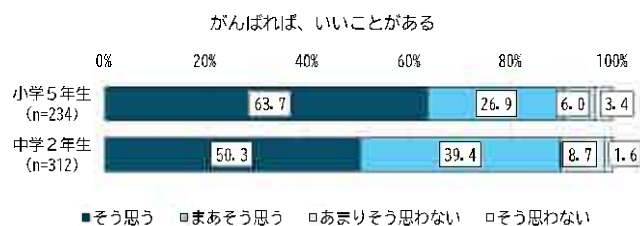
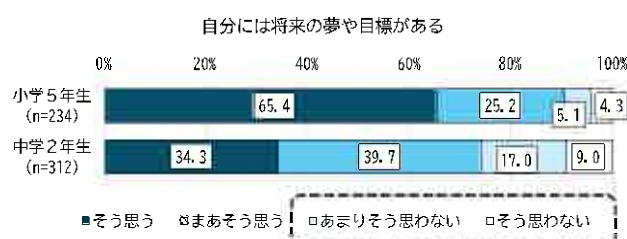
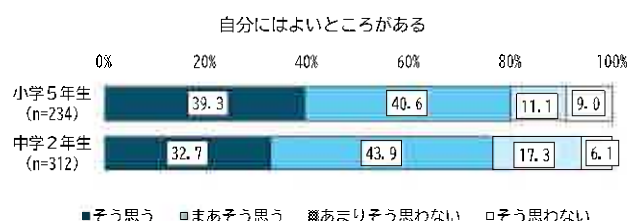
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

6 こどもの生活・意識の状況（小5・中2の意見の分析）

（1）自己肯定感について

小学5年生と中学2年生を対象としたアンケート調査において、自己肯定感等について尋ねています。「自分にはよいところがある」では、「そう思う」と「まあそう思う」の合計は小5が79.9%、中2が76.6%となっています。「自分には将来の夢や目標がある」については、「そう思う」の割合が小5では65.4%であるのに対し、中2では34.3%となっており、中2が低くなっています。「がんばれば、いいことがある」については、「そう思う」の割合が小5では63.7%であるのに対し、中2では50.3%となっており、中2が低くなっています。

さらに、自分には将来の夢や目標があるに対して、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、「何も思いうかばないから」が小5で68.2%、中2で79.0%となっています。

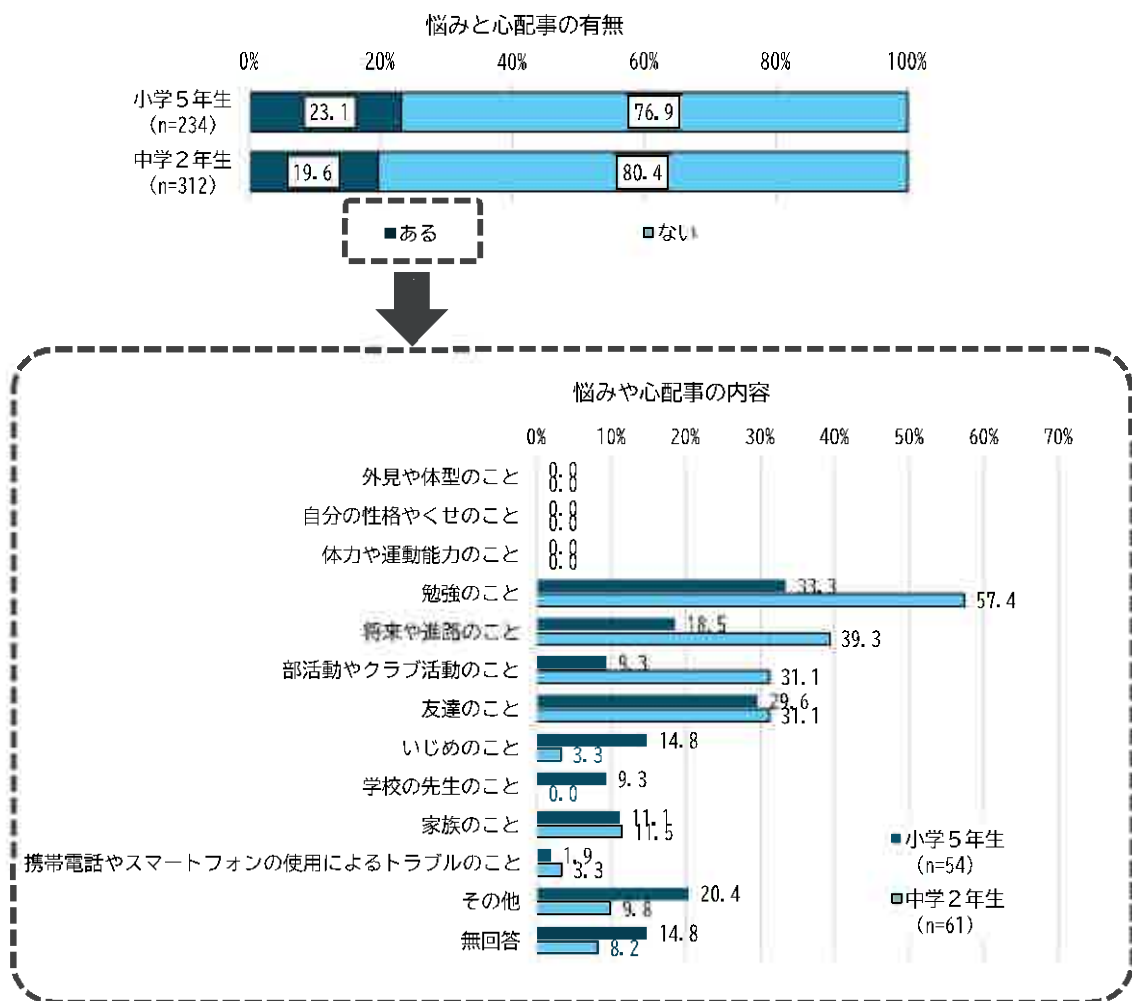


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(2) 悩みと心配事について

悩みと心配事の有無については、小5が23.1%、中2が19.6%となっています。

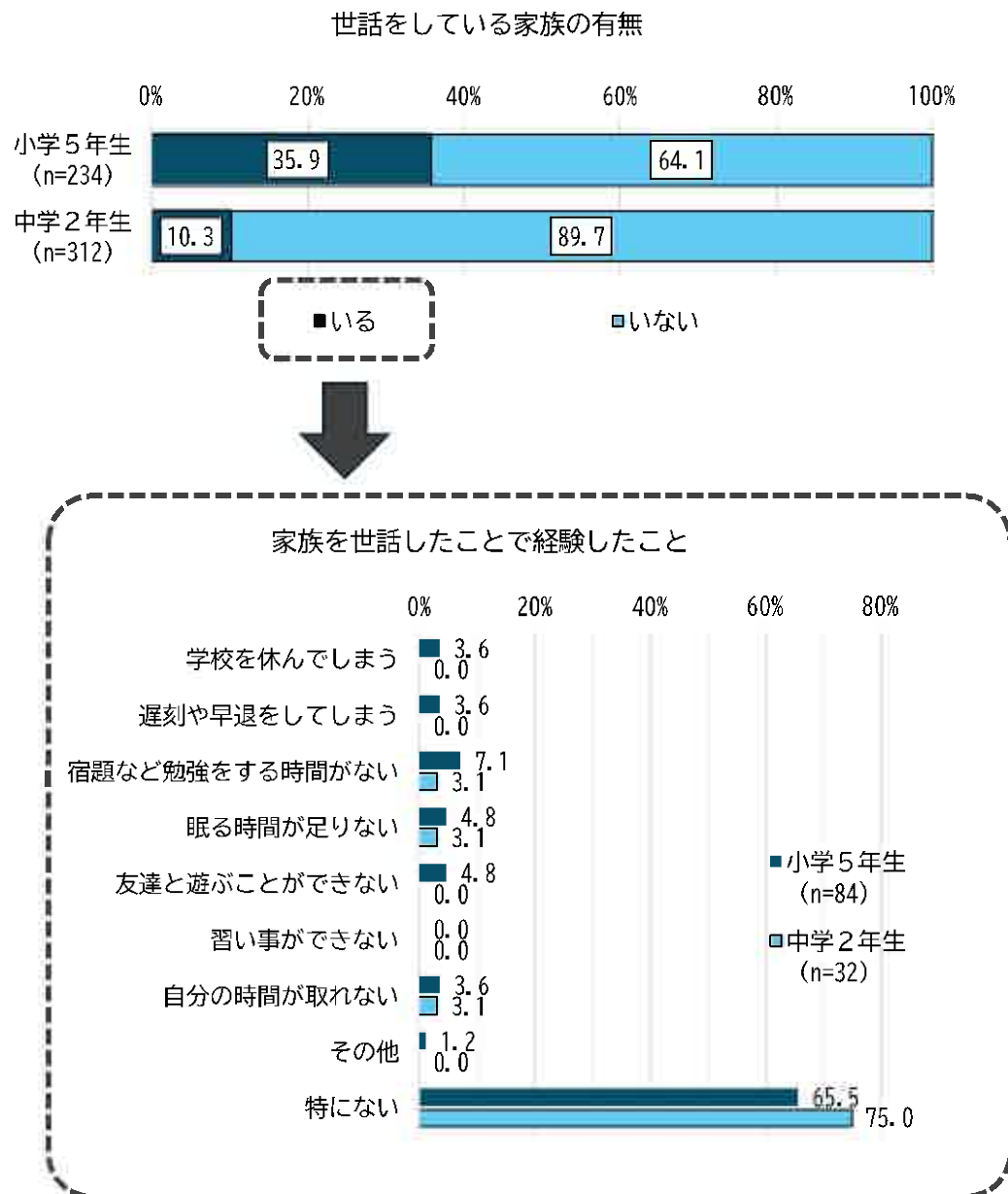
悩みと心配事の内容については、小5と中2ともに「勉強のこと」が最も高い割合となっていますが、中2のほうが25ポイント程高くなっています。この他に、小5と中2で差が大きいのは「将来や進路のこと」「部活動やクラブ活動のこと」などで、いずれも中2の割合が高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(3) 世話をしている家族の有無

世話をしている家族がいるかについては、小5で35.9%、中2で10.3%となっています。このうちほとんどのこどもは家族を世話することで何かを犠牲にしていることはありませんが、数人のこどもが「学校を休んでしまう」「眠る時間が足りない」「自分の時間が取れない」等と回答しており、これらのこどもはいわゆる「ヤングケアラー」の可能性が 있습니다。



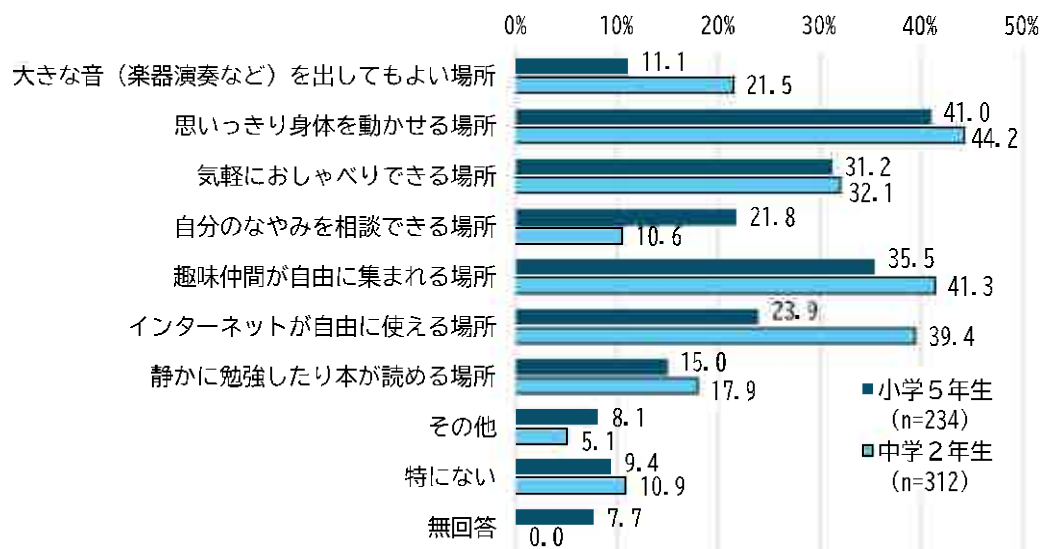
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(4) 南砺市にあればいいもの

小中学生向けにどんな場所が南砺市にあれば良いと思いますかについては、小5と中2ともに「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」となっています。

小5と中2で最も差が大きいのは「インターネットが自由に使える場所」で、中2のほうが約15ポイント高くなっています。

南砺市にあってほしい若者向けの場所



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



7 関係団体ヒアリングからの知見

関係団体へのヒアリング調査は、子育て関係団体への調査、民生委員児童委員への調査、小中学生への調査を実施しました。主な意見は以下の通りです。なお、具体的なケースについての意見等もありましたが、個人が特定されることのないよう、編集をして掲載しています。

【子育て関係団体への調査（11 団体）】

意見分類	回答のあった件数	多く寄せられた意見や、特徴的な事例・課題など
こどもを取り巻く環境での課題	11 件	・ こどもの遊び場が少ない ・ こどもが少なくなった ・ こどものさまざまな体験の減少 ・ 不登校児童生徒の増加
団体活動上の課題	8 件	・ 団体間の情報共有がもっと必要 ・ 活動の担い手が不足している
貧困家庭のこどもの実情把握・対応事例	7 件	・ フードドライブ事業を実施 ・ こどもへの支援のための関係団体連携
児童虐待のこどもの実情把握・対応事例	7 件	・ 発達障害のあるこどもへの親による虐待のケース ・ 身体的な暴力ではなく口頭での暴力 ・ 過干渉な保護者によりこどもの成長の機会が奪われている
ヤングケアラーの実情把握・対応事例	5 件	・ 親や祖父母の病気に対応する小中学生への支援 ・ 幼いきょうだいの世話をすることの把握
いじめ・不登校の実情把握・対応事例	11 件	・ いじめの加害児童の家庭に問題があった ・ 発達に特性がある児童の不登校 ・ 不登校児童へのさまざまな体験機会の提供
発達障害・グレーゾーンのこどもの実情把握・対応事例	11 件	・ 周囲の友達との交流が困難な児童 ・ 学校で支援学級に通う児童が、児童館で過ごすことの困難 ・ 普通学級に通うさまざまな特性をもつ児童の困難 ・ 発達に特性があったものの、様々な支援で通常学級で安定している事例 ・ 支援団体との連携を実施
外国籍のこどもの実情把握・対応事例	6 件	・ 学習に遅れがある児童が多い ・ 考え方の違いによる周囲との交流の困難

【民生委員児童委員への調査（68 件）】

意見分類	回答のあった件数	多く寄せられた意見や、特徴的な事例・課題など
こどもを取り巻く環境での課題	43 件	・ こどもの数が減りさまざまなこどものための活動が縮小化している ・ こども同士の交流が減り健やかな成長への懸念がある
団体活動上の課題	23 件	・ 地域のこどもの情報を入手しにくい ・ こどもや家庭がどのような課題をかかえているのか見えにくい

意見分類	回答のあった件数	多く寄せられた意見や、特徴的な事例・課題など
貧困家庭のこどもへの実情把握・対応事例	3件	・こども食堂の実施 ・チャイルド（こども用品）ドライブ事業
児童虐待のこどもの実情把握・対応事例	4件	・こどもの発達の特性に理解がない保護者を専門機関につなげた事例
ヤングケアラーの実情把握・対応事例	1件	・ヤングケアラーの生徒がいないか注視してほしいという要望を出したことはあるが、対応した事例はない
いじめ・不登校の実情把握・対応事例	11件	・間接的に事情を把握している ・不登校生徒の保護者との直接的な相談対応 ・専門機関との連携
発達障害・グレーゾーンのこどもの実情把握・対応事例	7件	・保護者からの相談への対応 ・障害のある保護者からの相談と学校・専門機関へのつなぎ ・発達に特性のある児童の不登校の事例
外国籍のこどもの実情把握・対応事例	6件	・日本語に不安のある児童の把握 ・支援団体等との連携した支援の実施 ・翻訳できる人材を派遣するよう依頼した事例 ・交流機会の提供

【小中学生への調査（1団体）】

小中学生へのヒアリング調査は、権利条例に基づくこどもの権利委員会に設置されたこども部会を対象に、ニーズ調査の結果についての意見聴取を行いました。

「自宅や学校でこどもの意見が生かされていること」としては、「生徒会が活躍してる」という意見がありました。また、「生かされていないこと」としては、「生徒の意見が先生で止まってしまう」、「生徒会に大きな影響力はない」、「生徒の意見を言う機会がない」などの意見がありました。

大人に対して言いたいこととしては、「こどもだと怒られることが、大人では許されている（遅刻への対応など）」、「意見を聞いてくれる先生と聞いてくれない先生がいる」などの意見がありました。

関係団体へのヒアリング調査からは、不登校の児童生徒や、発達障害・グレーゾーンのこどもについての事例等が多く回答されていました。支援が必要な不登校や発達障害のこどもが増加していると考えられ、その支援に関係団体がさらに連携していくことが求められています。また、ヤングケアラーやこどもの貧困、児童虐待は周囲から認知されにくいこともあり、支援団体の情報共有などの連携がさらに求められます。外国につながるこどもへの支援は、今後さらに増えていくことも考えられ、支援の体制整備の検討が求められています。

小中学生の意見からは、こどもの意見を尊重し受け止めていく大人側のさらなる努力が求められています。

8 施策事業の進捗評価

第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）では、4つの基本目標と97の事業・取組により構成され、4年目にあたる2023（令和5）年度は「順調」71事業、「要改善」23事業、「要見直し」3事業という進捗評価となりました。

「要見直し」とされた事業は3事業あり、1つ目は基本目標3の重点施策15（小規模多機能自治における子育て支援の充実）の「はつらつ公民館学び支援事業」（県からの委託事業）で、令和5年度からはデジタルを活用した「公民館 de つながるモデル事業」へと事業の見直しが行われています。

2つ目は基本目標3の重点施策16（ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進と啓発）の「ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動」で、取組を進めようとする企業・事業所にとってわかりやすく、さまざまなメリットを享受できるよう、商工企業立地課が実施するアドバイザー派遣事業との統合を行ったため、令和4年度で事業を廃止しています。

3つ目は基本目標4の重点施策23（教育支援の充実）の「ひとり親家庭や生活困窮者世帯等のこどもへの学習支援」で、こどもの居場所づくりや土曜学習推進事業による支援を行う予定でしたが、実績はありませんでした。今後は国の母子家庭等対策総合支援事業等を活用した学習支援の場づくりについても検討し、事業の推進に努めることが求められます。

第2期計画における施策の進捗評価

番号	基本方針	事業数	順調	要改善	要見直し
計画全体		97	71	23	3
基本目標1 未来をひらく子育て支援		16	16	0	0
(1)	生きる力を育む幼児教育・保育の充実	4	6	0	0
(2)	幼児教育・保育を支える人材・組織の育成	2	7	0	0
(3)	幼・保・小の連携の取組推進	4	3	0	0
基本目標2 子育てを担う家庭への支援		33	24	9	0
(4)	妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援	5	7	3	0
(5)	家庭の子育て力を支援	5	13	5	0
(6)	子育て家庭への経済的支援	7	4	1	0
基本目標3 地域や企業におけるこどもと家庭への支援		16	9	5	2
(7)	地域における安全安心な子育て支援の充実	4	6	3	1
(8)	企業等における子育て支援の充実	4	3	2	1
基本目標4 配慮が必要なこどもと家庭への支援		32	22	9	1
(9)	児童虐待防止対策の推進	2	5	0	0
(10)	特別な支援が必要なこどもと家庭への支援	4	9	3	0
(11)	子どもの貧困対策の推進	2	8	6	1

9 第2期計画の振り返りと課題の整理

統計データやアンケートによる調査結果を踏まえて、第2期計画の基本目標ごとに振り返りと課題を整理しました。

基本目標1 未来をひらく子育て支援

- 市内すべての保育園・認定こども園（以下「保育園等」という。）で、親子が一緒になって行う運動遊び教室等を実施し、こどもの運動能力の向上に努めました。幼少期の運動経験を豊かにし、運動習慣を身につける一助となっています。
- 自然アドバイザーによる管理者向け自然保育研修を実施し、園庭等の施設環境の見直しを図るとともに、職員全体で豊かな自然環境を活用した保育に取り組みました。自然に興味を抱き、工夫して遊ぶこどもが増えており、非認知能力の向上につながっています。
- こどもの育ちのために必要な職員を確保していくため、保育士の処遇改善を行いました。また、保育士等の研修機会を確保し、全国の研修に18名、東海北陸の研修に3名、県内の研修に144名が参加し、職員の資質向上に努めました。

【課題】

- ◇アンケート調査結果からは、本市の子育て環境や支援に対して満足している就学前児童保護者の割合は46.5%、満足していない割合については14.1%となっています。割合は低いものの、満足していない保護者も一定程度存在します。
- ◇自由意見からは、保育士の質を上げるとともに、保育士の処遇改善を求める意見がみられ、教育・保育の質を高めるためのさらなる取組が求められています。

基本目標2 子育てを担う家庭への支援

- こども家庭センター「スマイルなんと」を広く周知するために、普及啓発チラシやカードを配布しました。面談、電話相談、家庭訪問等で相談対応を行い、令和5年度で延べ1,221人の相談人数の実績となっています。
- 産後ケア事業では、助産師が家庭訪問し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行っています。利用者数16人（延べ34回）の実績となっており、一人当たり2回以上利用していることから支援に満足し継続していると考えられます。
- 病児・病後児保育については、令和6年7月から広域受け入れを開始しています。
- 乳児保育事業では、満3か月から保育を実施しています。出生数は減少しているものの、0歳児の利用が増加しており、対応に努めています。
- 放課後児童クラブでは、感染症対策等を適切に講じながら、安心安全なこどもの居場所の提供に努めました。また、利用者数の増加に対応するため、小学校とも連携し、福光南部っ子クラブ室の増床を図っています。

第2章 南砺市の現状と課題

【課題】

- ◇未就学児童保護者のアンケート自由意見からは、土曜日や日曜日の保育について、預けにくいという意見が多くみられます。利用環境の充実について、さらなる検討が求められています。
- ◇小学生保護者のアンケート自由意見からは、放課後児童クラブの預けにくさについての言及が多くみられます。利用環境の充実について、さらなる検討が求められています。

基本目標3 地域や企業におけるこどもと家庭への支援

- 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施しました。参加人数は目標値に達していないものの、こどもが様々な体験を得られる場となっています。
- とやまっ子さんさん広場では、地域住民やボランティアなどが自主的なこどもの居場所づくりを推進しています。令和5年度から、補助単価を1日当たり5千円から7千円に増額して、放課後児童クラブを補完するかたちでのこどもの居場所づくりに取り組みました。
- こども食堂・地域食堂の開設を支援しており、地域における新たな支えあいの仕組みを構築するため、温かい食事の提供などによる誰もが気軽に集える居場所づくりを促進しています。令和5年度は、こども食堂3団体、地域づくり協議会5団体が事業に取り組んでおり、世代交流や子育て家庭の地域での孤立防止につなげています。
- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動は、地域向けセミナーや研修の実施、パンフレットの配布等により実施しています。地域向けセミナーは、地域づくり協議会と合同で開催したことで地域のシニア層が次世代を応援したいと思うようになり、地域づくり協議会連合会全体会議での「地域におけるジェンダー問題の解決に取り組む」との宣言につながっています。

【課題】

- ◇就学前児童保護者のアンケートで、理想的なこどもの人数を実現できない理由として最もあげられていたものは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」であり、さらなる経済的な支援が必要と考えられます。また、理由として「働きながら子育てができる職場環境がないから」が3割弱あり、職場にも子育てへの理解をさらに促す取組が必要となっています。
- ◇児童館の年間利用者数は、令和5年度は前年度比76%増となっていますが、新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準までは回復していない状況です。こどもの交流・遊びの場として欠かせない施設であり、こどもの権利普及の重要な拠点の一つであることから、児童館職員の処遇改善等も含め、魅力ある児童館づくりのための取組が引き続き求められています。
- ◇放課後子ども教室は、市内の全域で開設できるよう、関係者等に働きかけていくこと

が必要です。

- ◇こども食堂・地域食堂は、実施団体数が目標に達していないため、引き続き実施主体になりうる地域団体等に制度活用を呼び掛けていくことが求められています。
- ◇「地域におけるジェンダー問題の解決に取り組む」という宣言を踏まえて、次にそれを具体化していくアクションプランを策定することが求められています。また、「地域リーダーに女性になりたいがらない」問題がみえてきたため、女性のスキルアップとマインド改革に取り組み、地域でリーダーとなる女性の育成に努めることが求められています。

基本目標4 配慮が必要なこどもと家庭への支援

- 要保護児童対策地域協議会については、適時ケース会議の開催や定期的な地区ごとの実務者会議が実施できており、顔の見える連携体制を構築しています。
- 令和6年4月に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を統合したこども家庭センター「スマイルなんと」を設置し、妊娠期から子育て期の相談・支援を一体的に実施しています。
- 障がい児保育事業として、各保育園等においてさまざまな障がいのあるこどもの受け入れ体制を整えています。
- 医療的ケア児については、令和6年度から1か所の保育園等で受け入れを開始しています。
- 発達に気がかりをもつ年中・年長児とその保護者を対象に集団支援教室を開催し、保護者同士の交流や公認心理師からのこどもへの関わり方の助言を行い、保護者を支援しており、令和5年度の延べ参加人数は目標値には達していないものの、67人の参加実績となっています。
- ひとり親家庭等医療費助成の所得制限を、令和3年10月から、児童扶養手当基準から児童手当基準に変更して対象の拡充を図り、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めています。
- ひとり親家庭等の高校生通学定期券補助事業として、高校生の定期券購入費の一部を補助してきましたが、令和5年度からすべての高校生世帯に対象を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。

【課題】

- ◇小学5年生と中学2年生のアンケート調査からは、ヤングケアラーの可能性があると思われるこどもが数名確認できます。学校等と連携しながら、当該こどもへの支援が必要となっています。
- ◇発達に気がかりをもつこどもとその保護者への集団支援教室については、こども家庭センターの作業療法士が保育園等への巡回訪問でこどもの様子を確認するとともに、集団支援教室での様子を伝えて連携を図ることが求められています。同時にこどもの様子を保護者へ確実にフィードバックしていくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもと若者は、社会の大切な宝であり、子育ては本市の未来を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが、夢を抱き、生きがいを感じながら子育てを楽しみ、こどもと若者たちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、本市のすべての人たちに共通する願いです。

本市が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取組を進めなければなりません。家庭や地域において、親から子へ子育ての喜びや楽しさを伝え、次代に生命をつなぎ育てていくことが大切です。

同時に、こどもと若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく自分の希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることも大切です。

さらには、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが求められています。

本計画では、本市のすべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、こどもと若者の未来をみつめながら、こどもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指すという第2期計画の理念を継承しつつ、こども大綱の理念を勘案して、以下のように基本理念を定めます。

基本理念

**すべてのこども・若者が尊重される社会を築き
子育ての喜びや夢をともに分かちあう まちづくり**

※ 本計画においては、「こども」「若者」の表記を下記の通りとします。

「こども」…「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「児童期」（小学生年代）及び「思春期」（中学生から概ね18歳まで）の者

「若者」…「思春期」から「青年期」（概ね18歳以降から概ね30歳未満まで）の者



2 計画の方向性

本市では、第2期計画に基づいて、教育・保育事業の充実や、子育て家庭への経済的支援、配慮が必要な子どもと家庭への支援などに取り組んできました。

様々な子育て支援サービスが充実する一方で、少子化に歯止めがかからない状況に対し、国は「こども基本法」に基づく「こども大綱」を策定し、少子化対策、貧困対策等を包含しつつ、こどもの権利の尊重、ライフステージで切れ目のない支援、若い世代の結婚・子育て支援などに取り組むとしており、市町村もまたこれらの取組を推進していくことが求められています。

一方で、国が求める多くの取組は、すでに第2期計画、もしくは関連する市の各種福祉計画において位置づけられており、それらの関係を整理しつつ、連携を高めていくことが求められています。

また、本市では「南砺市こどもの権利条例」の理念の実現をめざしアクションプランを2024（令和6）年3月に策定していますが、「市町村こども計画」において取り組むべき内容と重なっていることから、本計画に統合することとし、本計画の体系の中に新しい基本目標を設定し、こどもの権利を尊重する取組を実施していきます。

同時に、これまで基本目標に掲げてきた、4つの柱に含まれる内容も、依然として重要な施策・事業であり、引き続き子ども・子育て支援の充実に努めていきます。

3 SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

本市においては、2024（令和6）年度に、「（第3期）SDGs未来都市計画（2025～2027）」を策定しています。本計画においても、SDGs未来都市計画とも整合を図りつつ、こどもの最善の利益が実現される社会の実現を目指していきます。



4 基本的な視点

以下の4点を本計画全体にわたる基本的な視点とします。

(1) こども・若者を尊重

全ての取組において、こども・若者が一人の人間として尊重され、こども・若者にとって何が最善かを第一に考えた支援となるよう努めます。

(2) 誰一人取り残さない

どのような状況にあるこども・若者・子育て中の保護者に対しても、最善の支援につながるよう、伴走型支援も含め、それぞれの課題に応じた支援となるよう努めます。

(3) 地域の力を活かす

課題解決型住民自治との連携やストック資産の活用による支援に努めます。

(4) 人口減少に対応した持続可能なサービス

人口減少によるサービスの担い手不足に対応するため、デジタル技術を活用して利便性の向上と業務の効率化を図るなど、持続可能な支援となるよう努めます。

5 計画の基本目標

基本目標1 未来をひらく子育て支援

現状と課題

- 認定こども園の制度が導入されてから、保護者は就学前児童への幼児教育・保育サービスに期待を寄せるようになっていきます。これらのニーズに対応できるよう、研修等を通じて職員の資質向上に努めることが求められています。
- 保育士等の不足が全国的な課題となっています。こどもの育ちのために必要な職員を確保するために、引き続き保育士等の処遇改善を図っていく必要があります。
- 児童虐待や発達障害など、子育てに関する課題は徐々に増加してきています。こどもたちの健やかな成長のために、保育園と認定こども園の連携、保育園・認定こども園と小学校の連携により、こどもたちの円滑な就園と就学に努める必要があります。

施策の方向性

基本方針1 幼児教育・保育の充実

重点施策1 幼児教育・保育のカリキュラムの充実

重点施策2 南砺の風土や人材を生かした幼児教育・保育の充実

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

重点施策3 職員の人材確保と資質の向上

重点施策4 保育園等の環境整備・組織力向上

基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

重点施策5 幼・保・小の連携事業の推進

※1 子育て支援：まず、こどもの育ちを中心に捉えて、そのためにはどのような社会をつくっていくのか。という条件整備をすればいいのかを考えていくことです。

子育て支援：こどもを育てる側、親・大人への支援を意味しています。



基本目標2 子育てを担う家庭への支援

現状と課題

- 妊産婦が妊娠中に不安に思うことは、産まれてくるこどもの健康と自分自身の健康状態であることが最も高い割合となっています。妊娠期からの支援を充実させ、切れ目のない支援が求められています。
- 母親の就労状況としては、フルタイム就労が増加してきており、またこどもを産んでも仕事を継続する母親が多くなっています。就学前児童の人口は減少が見込まれますが、公的な保育サービスのニーズは高まっており、引き続き保育ニーズの確保に努める必要があります。
- こどもをみてもらえる親族や友人がいないという世帯が一定数存在し、また増加しています。子育て世帯が必要な時に必要な支援を受けられるよう、公的な保育サービス等を充実させることが求められています。
- 父親の育児休業の取得率は近年上昇しているものの、依然として低い状態にあります。母親の育児負担が大きくなるように、男女が共に子育てを担うことができるよう、社会全体での意識の醸成が求められています。
- 経済的に苦しい世帯と、ゆとりのある世帯とでは、苦しい世帯のほうが子育て環境や子育て支援に満足していない傾向がみられます。また、理想的なこどもの数を実現できていない理由としては、経済的に苦しい世帯ほど「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由をあげています。経済的な支援について、さらなる充実が求められています。

施策の方向性

基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目のない支援

重点施策6 安心できる相談体制と子育て情報発信の充実

重点施策7 こどもや家庭における健康の確保

基本方針5 家庭の子育て力を支援

重点施策8 多様化する働き方やニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実

第3章 計画の基本的な考え方

- 重点施策 9 子育てを支援する環境の充実
- 重点施策 10 男女がともに子育てを担う意識の醸成
- 重点施策 11 子育て力の向上のための取組推進

基本方針6 子育て家庭への経済的支援

- 重点施策 12 子育ての経済的負担の軽減



基本目標3 地域や企業におけるこども・若者と家庭への支援

現状と課題

- 地域コミュニティの関係性が希薄化しているといわれ、こどもがいない世帯の大人は地域のこどもの状況について知ることが難しい時代となっています。こどもの健やかな育ちのために、地域でのさまざまな交流により、地域全体で子育て支援を推進していくことが必要です。
- 子育て関係団体へのヒアリング等から、ヤングケアラーの可能性があると思われるこどもは少数ながらも存在しています。こどもに過度な負担がかからないよう、専門家や関係機関が連携して支援に取り組むことが求められています。
- SNSの普及などによって、こどもや若者を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。こどもや若者が犯罪や非行につながるようなことがないよう、時代に即した様々な支援が求められています。
- 全国的に合計特殊出生率が低下しており、その一因として男女の出会いの場が足りていないことがあるといわれています。男女の出会いの場の創出など、少子化対策に取り組むことが求められています。

施策の方向性

基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

- 重点施策 13 安全で安心な環境づくり
- 重点施策 14 こどもの居場所づくりの推進
- 重点施策 15 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
- 重点施策 16 小規模多機能自治における子育て支援の充実

基本方針8 企業等における子育て支援の充実

- 重点施策 17 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進と啓発
- 重点施策 18 子育てと仕事の両立への取組促進

基本方針9 出会いの場の創出の取組

- 重点施策 19 出会い・結婚を希望する独身男女の応援



基本目標4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

現状と課題

- 子育て関係団体へのヒアリングでは、不登校の子どもや、発達障害・グレーゾーンの子どもについての事例等が多く言及されていました。支援が必要な不登校や発達障害の子どもが増加していると考えられ、専門家や関係団体等が連携した支援が必要となっています。
- 子どもの貧困、児童虐待などの事例は、周囲からは見えづらい傾向があると考えられます。個人情報に配慮しながらも、関係者や関係団体で情報共有し、支援が必要な子どもを適時支援につなげられるよう努める必要があります。
- 外国につながる子どものうち、日本語が話せないことで意思疎通がうまくいかない事例や、価値観や習慣が異なることでうまくいかない事例など、出身地域や年代、親の状況等によって必要な支援は異なります。今後も外国につながる子どもは増えていくことが考えられ、支援体制の充実が求められます。

施策の方向性

基本方針10 児童虐待防止対策の推進

- 重点施策20 児童虐待防止ネットワークの充実
- 重点施策21 子どもと家庭への総合的な支援

基本方針11 特別な支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

- 重点施策22 障がい児施策の充実
- 重点施策23 児童発達支援の充実
- 重点施策24 外国につながる子どもへの支援
- 重点施策25 ヤングケアラーへの支援

基本方針12 子ども・若者の貧困対策の推進

- 重点施策26 教育支援の充実
- 重点施策27 生活支援の充実
- 重点施策28 保護者に対する就労支援の充実
- 重点施策29 経済的支援の充実

※1 外国につながる子ども：国籍に関わらず海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子ども（海外から帰国した子どもや外国人児童、両親が国際結婚した子どもなど）



基本目標5 こども・若者の権利の尊重

現状と課題

- アンケート調査では「こどもの権利」という言葉と内容を知っている割合は、小学5年生で約34%、中学2年生が約40%となっています。言葉とその内容まで理解できるよう、周知に努める必要があります。
- 南砺市にあればいいものとして、小学5年生と中学2年生のいずれも「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高くなっています。こどもたちが必要としている施設等について、検討していくことが求められています。
- ヒアリング調査からは、「こどもの意見が十分に大人に伝わらない」という意見もみられました。大人側もこどもの権利を尊重することがどういうことを意味するのか、理解を深める必要があります。
- また、「こどもが意見を表明する機会がない」という意見もみられました。こどもの権利を尊重するために、その意見を言う場を確保することが求められています。

施策の方向性

基本方針13 こども・若者の「生きる力」を育む

重点施策30 こどもの権利の周知啓発と理解促進

基本方針14 こども・若者の意見表明・参加の促進

重点施策31 こども・若者の意見表明・参加の促進

基本方針15 こども・若者が健やかに成長できる環境づくり

重点施策32 こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

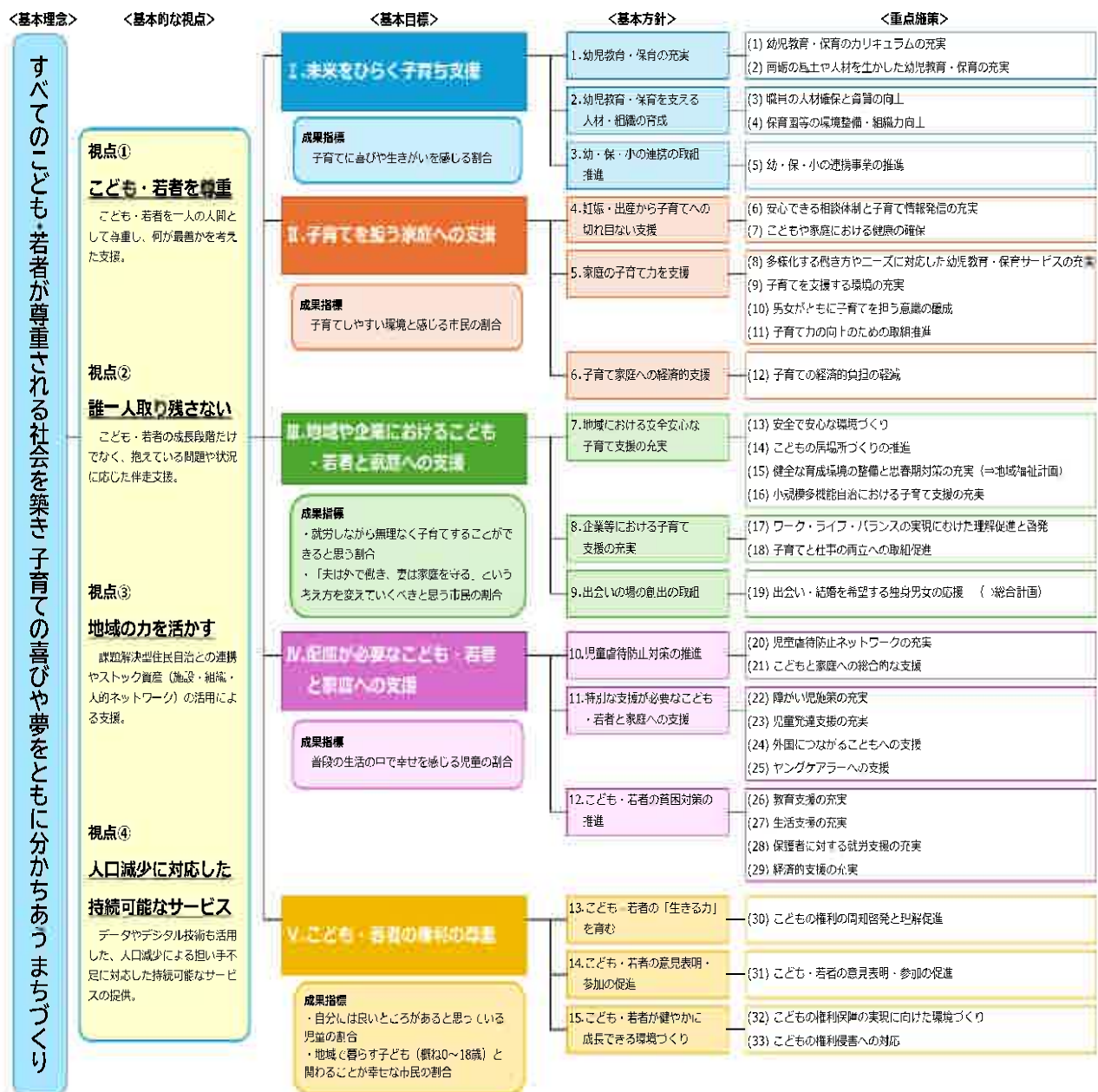
重点施策33 こどもの権利侵害への対応



6 施策の体系

本計画の策定にあたって、こどもの貧困対策計画で取り扱うべき取組、こども若者計画で取り扱うべき取組、少子化対策に関する取組などは、第2期計画において、すでに次世代育成支援行動計画の一部として含まれていることから、施策の体系は大きく変更しないこととします。一方、こどもの権利の尊重を取り扱った「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」を包含するために、基本目標5「こどもの権利の尊重」を追加し、こども大綱の目指す社会の実現に向けた施策体系とします。

また、基本目標ごとに、基本方針・重点施策の達成にむけた個別事業の成果を多角的に評価する参考指標として、あらたに「成果指標」を設け、実効性のある施策に取り組んでいきます。



第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

基本目標1 未来をひらく子育て支援

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	調査資料
子育てに喜びや生きがいを感じる割合	86.0% (R6 調査の数値)	90.4%	政策推進課	総合計画市民意識調査（毎年）

＜考え方＞ 幼児教育・保育の質の向上を図り、こどもと保護者の成長を促すことで、子育てに喜びを感じることができる保護者の割合。

基本方針1 幼児教育・保育の充実

本市の「保育理念」であるこどもの育ちや保護者の子育てを支援し、地域の保育環境づくりを推進します。また、本市の「保育目標」に基づいた、「はじける笑顔がいっぱいで豊かな人間性をもったこどもたち」を育てます。

保育所保育指針等の「育みたい資質・能力」の3つの柱である知識や思考力、学びに向う姿勢を培う中で、こどもの主体的な遊びや自然体験活動等を積極的に取り入れ、継続していくことで、非認知能力が育まれ、自己肯定感が高いこどもを育てていきます。

重点施策1 幼児教育・保育のカリキュラムの充実

本市の「保育目標」を達成するために、こどもの発達の特徴を踏まえたカリキュラム（全体的な計画等）を編成し、計画性をもった適切な幼児教育・保育を行います。

こども一人ひとりの幼児期の特徴を踏まえながら、こども主体の自発的な遊びを大事にするなど幼児教育・保育内容を工夫し、「こどもの最善の利益」の確保に努めます。

幼児教育・保育施設での、非認知能力を身に付けるための保育内容を、保護者にも理解してもらう機会をつくることや情報を提供することにより、保育者や保護者が同じ価値観を持ち一緒になって子育てをする意識の浸透に努めます。

幼児教育・保育施設での日常の保育や保育参観等で親子が一緒になって行う運動遊び教室などを実施することにより、こどもの運動能力の向上に努めます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
1	全体的な計画に基づく取組の推進	市の「保育目標」を達成するために、こどもの発達の特徴を踏まえたカリキュラム（全体的な計画等）に基づく取組を推進します。	①	推進	こども課
2	生きていく力の基礎を育む幼児教育・保育の充実	主体性を持って、こどもが自ら遊びを楽しむ環境づくりを行います。	①	推進	こども課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
3	運動能力の向上	親子が一緒になって行う運動遊び教室等を実施し、こどもの運動能力の向上に努めます。	①	開催教室数 67 推進	生涯学習スポーツ課 こども課

重点施策2 南砺の風土や人材を生かした幼児教育・保育の充実

こどもたちがふるさとへの誇りと愛着をもち、自己肯定感が高いこどもを育てていくために、南砺の風土や人材を生かし、こどもの主体的な遊びや自然体験活動や地域住民とふれあう活動等を積極的に取り入れていきます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
4	自然体験活動等の実施	自然体験活動等を取り入れ、継続していくことで、非認知能力の向上に努めます。	①	推進	こども課
5	保育園等における食育の推進	公立12園共通の食育計画に基づき、食事マナーや白園栽培を通じた食育を推進します。 地場産食材の活用により、地域に根ざした食育の啓蒙を行います。 小・中学校においても引き続き食育を推進します。	① ② ③	推進	こども課 教育総務課

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

保育士等の職員の確保と研修・自己研鑽による資質の向上を図り、こどもの学び・遊ぶ意欲を支える環境づくりに努めるなど、幼児教育・保育を支える資質の高い人材を育成します。

重点施策3 職員の人材確保と資質の向上

保育士・看護師等の人材の確保では、保育士の新規採用や退職者の再任用継続勤務の推進、ハローワークへの募集登録、処遇改善等により、確実な確保に努めます。

また、小中高生や保育士養成校の学生に対する保育士の魅力発信を実施し、将来的な人材確保にも努めます。

幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等について指導・助言を行うアドバイザーを配置し、職員の資質の向上を図ります。

職員が園児一人ひとりと関わる時間を増やすため、事務作業の効率化や、雇用形態・勤務形態の見直しに取り組み、引き続き働き方改革を推進します。

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
6	職員の人材確保	保育士等の働き方を見直し、魅力ある職場づくりに向けて環境改善を行い、職員の募集や掘り起こしなどにより人材確保に努めます。	④	推進	こども課
7	全国・県内研修への参加	保育士等の全国・県内研修会への参加機会を増やし、その内容を共有して職員全体の資質の向上に努めます。	①	全国 18人 東海北陸 3人 県内 144人 推進	こども課
8	園児の年齢に合わせた保育力の育成	市保育士会で年齢別部会研修を開催し、保育の質の向上を図ります。	①	年齢別部会研修 5年齢 ×2回 給食部会×2回 推進	こども課
9	アドバイザー等による保育園等の巡回訪問の実施	教育・保育のアドバイザー等を配置して保育園等の巡回訪問を行い、教育・保育内容や指導方法、環境改善について助言・指導を行います。	①	保育園等12園 で20回 推進	こども課

重点施策4 保育園等の環境整備・組織力向上

保育園等を運営していくには、施設環境や機能の整備・充実を図るとともに、園長を中心に臨時職員も含めた全ての職員が職員同士のよさを認め合い・補い合う組織として一体となった力が必要です。

公開保育や園内OJTなどの研修の推進・充実に努め、個々の職員の資質の向上を図ることにより組織力の向上を推進します。臨時職員においても研修等の充実と参加率の向上を図り、園全体の資質を向上させ組織力を高めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
10	保育園等の施設環境・組織力の向上	保育園等において必要な施設環境や機能の整備・充実を図るとともに、園長を中心に臨時職員も含めた全ての職員が一体となった組織力の育成・向上を図ります。	①	推進	こども課
11	園内研修の充実	市独自の園内公開保育や研修を充実させて、個々の職員の資質の向上を図り組織力の向上を推進します。	①	公開保育実施園 12 推進	こども課
12	臨時職員研修の充実	質の高い保育を確保していくために、臨時職員研修の充実と参加率の向上を図り、園全体の組織力を高めます。	①	受講率100%	こども課

基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

就学前のこどもたちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、幼・保・小の連携を図り小学校教育の基盤となる幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進します。

重点施策5 幼・保・小の連携事業の推進

各小学校区において、日常的に教職員が幼児教育・保育の様子や授業内容を参観し、こどもの姿を把握してこどもへのよりよい関わり方等について意見交換等を行います。

また、小学校就学時の具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿^(※1)」を互いに共有し、就学前の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

※1 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり
⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
13	保育園と認定こども園の連携	公立と私立の保育園・認定こども園の連携を推進します。	①	会議・研修会 13回	こども課
				推進	
14	就学前教育・保育と小学校の連携	一貫した一人のこどもの成長を連続して見守っていくよう、保育園・認定こども園から小学校への連携を推進します。	①	実施小学校数 9校(100%)	教育総務課 こども課
				推進	
15	保育園等での小学生等との異年齢児交流事業	市内の保育園等や児童館で異年齢児交流事業を実施します。	①	連携の実施率 100% (保育園等12) (児童館4)	こども課
				100%	

基本目標2 子育てを担う家庭への支援

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	掲載資料
子育てしやすい環境と感じる市民の割合	79.0% (R6 調査の数値)	85.0%	政策推進課	総合計画市民意識調査（毎年）

＜考え方＞ 経済的支援を含む子育てサービスやこどもの居場所・遊び場を提供することにより、子育てしやすいと実感する子育て家庭の割合。

基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援

妊娠中から産後までの期間は心身ともに不安定になりやすい時期です。すべての妊産婦が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

子育てをする上で気軽に相談できる相手がいらないなど、不安や悩みを抱えながら子育てをしている保護者が、相談したい時に気軽に相談できる体制の充実を図ります。

近年、妊産婦や乳幼児の、インターネットやスマートフォンへの依存を起因とする深刻な健康被害や対人関係への支障が報告されており、事態の深刻化が懸念されています。国の今後の動きにも注視しながら、さまざまな機会をとらえて妊産婦や保護者をはじめ、社会全体に啓発を図ります。

重点施策6 安心できる相談体制と子育て情報発信の充実

周囲に支えてくれる人や相談できる人がいない、又は自ら支援を求めることができない保護者が増えており、こども家庭センター「スマイルなんど」をはじめ、保健センター、子育て支援センター、保育園・認定こども園、小中学校、児童館、放課後児童クラブなど、こどもと子育て家庭が関わるすべての機関において、気軽に相談しやすい体制を確保し、適切に対応できるよう連携強化を図ります。

こどもや子育て家庭、地域社会に対し、わかりやすい相談窓口の周知に努めます。

子育て支援センターの保育士、保健師や栄養士、こども家庭センターの相談員による子育ての相談や、専門職による発達に関する相談会を開催します。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
16	こども家庭センター等の相談体制の充実と周知	普及啓発チラシやカードの配布により、こども家庭センター「スマイルなんど」を周知します。 また、こどもからや妊産婦、家庭、関係機関など、広く相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携しながら適切な支援につなげていきます。	① ② ③ ④	延べ相談人数 1,221人	こども課
				推進	
17	子育て支援センターでの子育て相談事業	主に未就園児を対象に、相談の場、子育て情報等を提供し、子育てに関する負担や不安を軽減します。	① ②	推進	こども課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
18	保健センターでの 子育て世代包括支 援推進事業 (すこやか親子支 援事業)	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じます。必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、母子保健及び子育て支援施策の一体的な提供を通じて切れ目ない支援(伴走型)を行います。	② ③	推進	健康課
19	産後ケア事業 (すこやか親子支 援事業)	母親の心身のケアと、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、居宅訪問や短期入所、デイサービスの利用を促します。助産師等が、授乳や育児等の手技について具体的な指導及び相談等のきめ細かい支援を行います。	② ③	利用者16人 推進	健康課
20	乳児家庭全戸訪問 事業 (すこやか親子支 援事業)	生後4か月までの乳児がいる家庭に訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に努めます。	② ③	訪問実施率 94.1% 95.0%	健康課

重点施策7 こどもや家庭における健康の確保

健康診査や予防接種を受けることが妊婦自身やこどもの健康づくりに必要であるという意識の向上を図ります。また、子育てに関する不安や悩み等、身体面・精神面に対する相談体制の充実に取り組みます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
21	母子保健サポート 事業 (すこやか親子支 援事業)	妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠初期の面談(母子健康手帳交付)及び妊娠中期以降の面談(出産準備支援金申請)、生後3か月児の育児相談において、保健師等がきめ細かい支援を行います。特に妊娠後期に関わることで、心身の状況や産後の支援状況を確認し、出産前後に生じる妊産婦の不安軽減につなげ、更に経済的負担の軽減を図ります。	②	妊娠24週以降 フォロー実施率 91.4% 90.0%	健康課
22	妊婦一般健康診査 事業 (母子健康診査事 業)	母体の健康状態や胎児の発育状態等の健康確保を図るため、妊婦一般健康診査の重要性を伝え、受診率向上につなげます。	② ③	受診率 83.5% 84.0%	健康課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
23	乳幼児健康診査事業 (母子健康診査事業)	疾病や障がい早期に発見して治療や療育につなぐことで、こどもの健康的な成長発達を促します。 支援が必要なこどもに対して「サポートプラン」を作成することで、保護者の育児不安を解消し、必要な支援につなげます。	② ③	受診率 ・3か月児 97.5% ・1歳6か月児 100% ・3歳6か月児 98.8% 99.0%	健康課
24	予防接種事業	予防接種の重要性の理解を深めるため広報や相談会を通して周知に努め、感染症の抑制に努めます。	②	日本脳炎接種率 1期 73.0% 2期 70.5% 1期 85.0% 2期 80.0%	健康課
25	母乳育児の推進 (すこやか親子支援事業)	新生児訪問時に母乳相談窓口のパンフレットを配布し、母乳育児に不安を抱えている母親に対しては、助産師の相談・訪問指導を行います。	② ③	母乳栄養率 78.2% 80.0%	健康課
26	多胎妊婦健診支援事業 (母子健康診査事業)	多胎妊娠を理由に、既定の回数に追加して健診を受診した妊娠に対して助成することで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。	② ③	多胎妊婦健診 申請者数2人 推進	健康課
27	学童・思春期保健事業 (すこやか親子支援事業)	小中学校において命の大切さや妊娠・出産について学習する機会を設けることにより、性についてより良い自己選択・自己決定を行えるよう、ライフプランを含めた知識の普及を図ります。	② ③	受講件数 (学年) 28件 35件	健康課

基本方針5 家庭の子育て力を支援

保育園・認定こども園等における幼児教育・保育の提供量（受入れ枠）を確保し、待機児童を出さないように努めます。また、多様化している子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援センターや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの機能を充実させ、顔の見えるつながりを形成することで新たな支え合いのネットワークづくりにより、保護者の負担感や不安感を軽減し、家庭の子育て力を支援します。

また、男女共同での子育て環境の実現や祖父母世代からの支援の充実に取り組みます。

重点施策8 多様化する働き方やニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実

保育園・認定こども園等における幼児教育・保育の提供量（受入れ枠）を確保するとともに、教育・保育サービス内容の充実を図ります。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
28	認可外保育施設等 への支援	幼児教育・保育の無償化の対象となっ た認可外保育施設等への支援を行います。	① ② ④	推進	こども課
29	延長保育事業	保育標準時間・短時間の利用時間を超 えた延長保育を行います。	① ④	実利用者数 468人 推進	こども課
30	休日保育事業	日曜日・祝日に保育園等において休日 保育を行います。	① ④	実利用者数 5人 推進	こども課
31	一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難な場合、 保育園等において一時預かりを行います。	① ② ④	延べ利用者数 1,539人 推進	こども課
32	病児・病後児保育 事業	病児回復期に至らないこども及び病児 回復期のこどもに対応します。	① ④	延べ利用者数 1,505人 推進	こども課
33	乳児保育事業	乳児保育に対応するため、満3か月の から保育を行います。	① ④	3月末人数 128人 推進	こども課
34	通常保育事業の充 実	保護者が仕事、病気、介護などのため、 家庭で保育できない就学前の乳幼児の 保育を充実します。	① ② ④	3月末人数 0歳児 128人 1歳児 162人 推進	こども課

重点施策9 子育てを支援する環境の充実

子育て支援センターでは、妊婦対象の教室等を通じて妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援し、出産前から出産や子育ての具体的なイメージを持ってもらうことで、妊娠中や育児休業中に陥りやすい孤立した子育ての防止と安心感が持てる子育てにつなげます。

子育て支援センターの一部を土・日曜日も開所し、未就園児や低年齢児とその保護者に他の親子との交流の場を提供するとともに、支援が必要な家庭を掘り起こし、子育て対象家庭への子育て支援センター等の周知を積極的に進めます。

放課後児童クラブのニーズ量の把握して提供量の確保を図るとともに、放課後子ども教室との連携など内容の充実に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、各種保育事業で対応できない部分をカバーすることで、子育て環境の充実を図ります。

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
35	子育て支援センター事業の充実	子育て中の保護者の要望を踏まえ、相談やふれあいの場を提供します。また、妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援するため、新たなネットワークづくりに取り組みます。	① ④	延べ利用児童数 9,636人	こども課
				推進	
36	放課後児童クラブの充実	小学生が放課後を安全・安心に過ごせるよう、適切なクラブ設置数を検討し充実を図ります。	① ②	待機児童数 0人	こども課
				0人	
37	ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育サービスで対応できない乳幼児と小学生の一時預かりを推進します。	② ③	延べ利用者数 267人	こども課
				300人	

重点施策 10 男女がともに子育てを担う意識の醸成

男女がともに家庭、職場、地域でいきいきと輝けるよう、男女の育児に関する意識の醸成に努めます。

父親が喜びを感じながら育児に積極的に参加できるよう、子育て・親育ち応援事業の拡充やとやまパパBOOKの配布等により父親の子育て支援を進めます。

次代の親の育成として、中高生等を対象に、男女が協力して家庭を築きこどもを産み育てることの意義について理解が進むよう取り組みます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
38	子育て講座の充実	保育園・認定こども園、小中学校で子育て講座を実施し、家庭教育についての学習・情報交換の場を保護者に提供します。	①	実施か所 16か所	生涯学習 スポーツ課
				31か所	
39	父親の育児参加を推進 (すこやか親子支援事業)	県作成のとやまパパBOOKを妊娠届出時に配布し、父親自身のより主体的な育児参加を推進します。	①	配布者数 154人	健康課
				推進	
40	子育て・親育ち応援事業の推進	父母がともに喜びを感じながら育児に積極的に参加できるよう、子育て力の向上を図ります。	①	講座参加者数 67組	健康課 こども課
				推進	
41	中高生と乳幼児のふれあい体験	中学生、高校生がこどもを産み育てることの意義、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とのふれあい体験を実施します。	③	実施回数 19回	こども課
				推進	

重点施策 11 子育て力の向上のための取組推進

保護者の負担感や不安感を軽減し、家庭の子育て力を支援するため、保護者のネットワークづくりを進めます。

子育て中の保護者に対し、祖父母からのサポートが円滑に行われるよう、祖父母世代への子育て講座の開催等により家庭内の子育て力の向上への支援に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
42	家庭教育力の充実	こどもの各成長段階における機会を利用し、親を対象に子育て講座を開催します。	① ④	実施か所 19 か所	生涯学習 スポーツ 課 こども課
				推進	
43	保護者のネットワークづくり	子育て支援センターを中心に、新たな支え合いのネットワークづくりを推進します。	① ② ③ ④	推進	健康課 こども課
44	みんなの子育て講座	子育てについてさまざまな世代で話し合う機会を設け、地域で子育てをしていく体制づくりにつなげます。	① ③	実施か所 5 か所	こども課
				推進	
45	子育て情報の提供・相談体制の充実	Web 版子育てガイドブックやスマホアプリなど、ICTを活用して子育てに関する情報提供と相談体制の充実を図り、子育て家庭の悩みや不安の解消を図ります。	② ④	なんと Hug ・アカウント 登録者数 803 人 ・相談件数 419 件	健康課 こども課
				推進	
46	親学び講座	学校、家庭、地域、企業等が連携し、親が自ら自分の役割やこどもの関わり方を学ぶ学習機会を提供します。	③	実施か所 2 か所	生涯学習 スポーツ 課
				31 か所	
47	親子がえがおになれる前向き子育て講座（親子関係形成支援事業）	発達に課題を抱えるこどもを育てる保護者に対し、発達に応じたこどもの関わり方を学ぶための対応プログラムを実施して、こどもが安心して過ごせる家庭環境づくりを促進します。	① ② ③	推進	こども課

基本方針 6 子育て家庭への経済的支援

保護者が望む数のこどもを、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、子育て家庭への経済的支援や助成の拡充を検討していきます。

重点施策 12 子育ての経済的負担の軽減

妊娠期から出産、子育て期にわたり、切れ目のない経済的支援を行うことで子育ての経済的負担の軽減を図ります。

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

保育園・認定こども園等に入園している3歳～5歳児の保育料無償化や副食費の減免等を実施します。0歳～2歳児は、今までも本市が行ってきた第3子以降の保育料無償化、多子軽減など各種の保育料軽減等による経済的支援を引き続き図っていきます。

こどもの成長過程において、医療費は経済的負担が大きい要因の一つであるため、0歳から高校生世代までの医療費保険適用分について全額助成を行い、保護者の負担軽減とこどもたちの健康保持・福祉の増進に努めます。

また、高校生の通学定期券の購入費用を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの夢や目標を持った育ちを支援します。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
48	保育料の無償化・軽減	国の保育料無償化や、市独自の軽減事業により、経済的支援を行います。	② ④	軽減率 63%	こども課
				70%	
49	児童手当の支給	出生から高校生までのこどもに対し手当を支給します。	②	推進	こども課
50	妊産婦医療費の助成	特定の疾病について、妊産婦の医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。	②	助成件数 179件	こども課
				推進	
51	こども医療費の助成	高校3年生までの医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。	②	助成件数 70,166件	こども課
				推進	
52	養育医療給付	発達が未熟で入院を必要とする乳児（0歳児）の治療に必要な医療費（自己負担分）等を給付し、健全な成育を図ります。	②	給付認定者数 10名	こども課
				推進	
53	子育てサービスに利用できる電子ポイントの配布（とみいくデジタルポイント）	1歳6か月児を対象にデジタル地域通貨「とみいくデジタルポイント」を配付して、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、各種子育てサービスの利用を促進し、より切れ目ない支援を行います。	② ④	推進	こども課
54	出生祝い金事業	出生祝い金（10万円）を贈呈して赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	②	受給者数 2,413人	こども課
				推進	
55	木育の推進（なんとの宝お祝い事業）	満1歳を迎えるこどもに、市内で製作された木製玩具・食器等を贈呈することにより、こどもの感性豊かな心の発達を支援します。	②	申請率 96%	こども課
				推進	
56	入学支援金の給付（小・中・高校生）	こどもの入学時に支援金を給付して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	②	推進	こども課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
57	高校生通学支援金の給付	高校生の通学定期券の購入費用を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの夢や目標を応援します。	②	支給者数 716人	こども課
				推進	



基本目標3 地域や企業におけるこども・若者と家庭への支援

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	関係資料
就労しながら無理なく子育て ができると思う割合	59.4% (R6 調査の数値)	65.0%	政策推進課	総合計画市民意識 調査（毎年）
「夫は外で働き、妻は家庭を守 る」という考え方を変えていく べきと思う市民の割合	65.7% (R6 調査の数値)	70.0%	政策推進課	総合計画市民意識 調査（毎年）

＜考え方＞ 地域や企業が行う育児と仕事の両立支援の取組により、就労しながら無理なく子育てをすることができると感じる保護者の割合。

固定的な性別役割分担など無意識の思い込み・偏見を見直し、「今の子育て」を理解して保護者が必要とする子育て支援を提供しようとする市民の割合。

基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

地域住民がこどもと子育てへの関心・理解を高め、家庭、地域、関係機関、行政が一体となって地域社会全体で子育て家庭を支える安全・安心な地域づくりが必要です。

子育て・子育てのしやすい環境とこどもの安全安心の充実に向けて、地域の特性を生かしながら、保護者が地域の方々とともに協力したまちづくりを進めます。

子育て家庭と地域の交流の促進が図られ、顔の見える関係づくりを構築し、子育て中の親が孤立することなく、身近で気軽に子育ての相談ができる環境づくりを支援します。

重点施策13 安全で安心な環境づくり

地域ぐるみでの声かけや見守り、巡回パトロール等を強化し、こどもを安全に安心して育てられるまちづくりに努めます。

身近な地域で安全に楽しく遊べる場所の提供に努めます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
58	P T Aや地域住民による通学路の防犯パトロール等の実施	スクールガードリーダーによる学校の防犯体制の指導や各小中学校で安全見守り隊やP T Aの学校安全支援ボランティア等による防犯パトロールを実施します。	② ③	推進	教育総務課
59	保育園、学校施設等の防犯対策の充実	市内小中学校や保育園・児童館等での防犯訓練の実施や防犯カメラの設置を推進します。	①	防犯カメラ設置率 100% (小中義務教育学校、 保育園等、児童館)	教育総務課 こども課
				100%	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
60	児童館での遊びの提供	児童館の施設環境や機能の整備・充実を図ることにより、こどもたちに遊びと交流を提供し、健全な育成を図ります。	①	延べ利用人数 32,827人 39,400人	こども課
61	児童遊具補助	自治会等が行う遊具の新設・修繕に係る事業費の一部を助成し、地域におけるこどもの遊び場づくりを促進します。	① ③	補助件数 3件 4件 (5年で20件)	こども課
62	安心して遊べる公園環境	都市公園や農村公園等において、安心して遊べる公園環境を整えます。	③	推進	農政課 建設維持課
63	こどもの遊び場の整備促進	既存施設の活用や官民連携など、さまざまな形でこどもの遊び場の創出・充実に取り組みます。	① ④	推進	関係各課

重点施策14 こどもの居場所づくりの推進

地域の実情に応じたこどもの居場所づくりを支援し、地域の愛情に育まれた子育ての環境づくりを推進します。

地域における児童健全育成の質の向上を図るため、巡回指導・助言を行う人員の配置など、安全で安心な環境確保に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
64	放課後子ども教室の開催	地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	③	延べ参加人数 3,249人 4,200人	生涯学習 スポーツ課
65	放課後児童対策の一体的な推進	放課後児童クラブと放課後子ども室が連携を取りながら、校内交流型を中心とした実施を推進し、すべてのこどもの安全安心な居場所の確保を推進します。	③	校内交流型又は連携型の箇所数 1か所 10か所	生涯学習 スポーツ課 こども課
66	とやまっ子さんさん広場推進事業	地域において地域住民やボランティアなどが行う自主的なこどもの居場所づくりを推進します。	① ③	実施か所数 9か所 11か所	こども課
67	こども食堂・地域食堂などによる居場所づくりの促進	地域における新たな支えあいの仕組みを構築するため、温かい食事の提供などにより誰もが気軽に集える居場所づくりを促進し、世代交流や子育て家庭の地域での孤立防止につなげます。	① ② ③ ④	実施団体数 8団体 推進	関係各課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
68	土曜学習推進事業	地域の方々の参画により、週末等に小学校等を活用して子どもたちに勉強やスポーツ、文化活動などの活動の場を提供することで、心身の健やかな成長を図ります。	③	延べ参加者数 954人 1,000人	生涯学習 スポーツ課
69	こどもの体験活動の充実	こども体験活動としてさまざまな体験活動を実施します。	①	開催教室数8回 10回	生涯学習 スポーツ課
70	教育支援センター いおう教室運営事業	不登校児童生徒の居場所を確保し、保護者からの相談にも対応することで、学校復帰を支援します。	① ②	推進	教育総務課

重点施策15 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実

こどもの健全な育成のために、居場所づくりの支援と同時に、いじめや不登校への対策、非行防止などに取り組みます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	関係する計画
—	青少年の健全な育成	青少年の地域参加や居場所づくり等、青少年の健全育成に努めます。	【第3期南砺市地域福祉計画 P45 参照】
—	非行の防止と修学支援	こどもの非行防止のため、市内の学校に保護司等の更生保護関係の支援者・関係機関が出向き、出前講座を行います。 スクールカウンセラー等との連携により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	【第3期南砺市地域福祉計画 P117 参照】

重点施策16 小規模多機能自治における子育て支援の充実

小規模多機能自治（地域のあらゆる団体が結集し、地域課題を自ら解決し地域運営を行う仕組み）の取組を生かし、拠点施設等における地域の実情に応じた子育て・子育て環境の充実を進めます。

保護者と地域が互いに子育て力を高め合い、地域全体でこどもを育てる意識の醸成に努め、子育て中の保護者が身近で気軽に子育ての相談ができる環境づくりを支援します。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
71	地域におけるこどもの居場所づくり（学習支援・多世代交流事業の促進）	こどもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、多世代交流や学習支援などに取り組む地域団体等を支援し、地域と子育て家庭のつながりを深めます。	① ③	これまでに実施した団体数 6 団体	こども課
				10 団体	

基本方針8 企業等における子育て支援の充実

こどもと子育てについては、企業や社会全体の取組としての理解と広がりをもって支援するべきものであり、子育てと仕事の両立にかかる負担感や子育ての不安を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を推進します。

重点施策17 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進と啓発

企業や社会において、健康で豊かな生活を送るための仕事以外の時間を確保し、多様で柔軟な働き方の重要性が認識され理解されるよう啓発を強化します。

「働き方改革」による職場環境の改善を実現することが企業における人材確保や業績の向上にもつながるため、職場の意識改革を進め、男性の育児休業取得率の向上や家事・育児への参画をより推進します。

〔主な事業〕

No	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
72	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動	仕事と生活の調和が取れるよう講演会やパンフレット等で周知を図るとともに、関係部署・機関の連携や専門家の派遣等により効果的な啓発活動に努めます。	③	セミナー等の開催 4 回	南砺で暮らしません課
				推進	
73	若者・女性に選ばれる企業への変革応援補助金	市内企業が実施する、若者や女性から選ばれるための職場環境の改善や経営課題の解決、情報発信の強化等の取組を支援し、若者・女性の定着と企業の人材確保を図ります。	②	取組件数 16 件	商工企業立地課
				推進	
74	女性活躍の推進とジェンダーギャップの解消	ジェンダーギャップ解消推進セミナーや女性のやりたいことへのチャレンジ塾を開催して、地域全体で女性の活躍の場づくりの意識を醸成し、女性の定着を図ります。	③	市がジェンダーギャップの解消に取り組んでいると思う市民の割合 7.9%	南砺で暮らしません課
				70%	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

重点施策 18 子育てと仕事の両立への取組促進

男女がともに働きやすく、子育てと仕事を両立でき、ともに子育てに向き合うことができる職場環境の整備に積極的に取り組む企業の認定制度等を通じて、企業における取組の促進及び意識の醸成を図ります。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
75	なんと！やさしい子育て応援企業認定制度	子育てと仕事を両立できる職場環境の整備に積極的に取り組む事業者を認定し、社会全体で子どもと子育てを応援する意識の醸成を図ります。	③	認定事業所数 70件	こども課
				85件	

基本方針9 出会いの場の創出の取組

若者の恋愛や結婚に対する価値観やライフスタイルが変化する中、出会いの場が減ってきているともいわれており、若者の出会いの場の創出に取り組めます。

重点施策 19 出会い・結婚を希望する独身男女の応援

結婚を希望する男女に出会いの場を提供し、次世代を育む家庭の形成を支援します。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	関係する計画
ー	婚活支援	若者が幸せな未来を描けるよう、仲間を増やせる交流の機会や参加したくなる出会いの場などを創出します。 また、結婚を望む人の希望が叶う環境を整えます。	【第2次南砺市総合計画後期アクションプラン「I③若者のライフデザインを応援」を参照】



基本目標4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	関係資料
普段の生活の中で幸せを感じる こどもの割合	小学生 91.6% 中学生 86.4%	小学生 95.0% 中学生 90.0%	教育総務課	全国学力・学習状 況調査（毎年）

＜考え方＞ 虐待や貧困、障がいなど、配慮が必要な子どもとその家庭に適切な支援を行うことにより、普段の生活の中で幸せを実感することができるこどもの割合。

基本方針10 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。こどもが生まれる前の妊娠期から児童虐待予防の視点をもって支援をすることが必要です。また、早期発見、迅速かつ適切な対応が求められており、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止への取組を推進します。

重点施策20 児童虐待防止ネットワークの充実

こどもの人権や児童虐待防止について、ポスターやパンフレット等の配布のほか、あらゆる機会を捉え市民全体への意識啓発活動を推進します。

要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携、ネットワークづくり、情報共有の場を確保し、児童虐待の早期発見・早期対応を行います。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
76	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童地域対策協議会における児童虐待ケース等の共通理解・連携を推進します。	①	ケース会議 21回	こども課
			②	実務者会議 10回	
			③	代表者会議 1回	
			④	推進	
77	児童虐待の防止の啓発普及	児童虐待防止マニュアルを作成し、関係機関や市民・地域との共有を図ります。	①	研修会の開催数	こども課
			②	7回	
			③		
			④	推進	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

重点施策 21 子どもと家庭への総合的な支援

福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、妊娠期からこどもが社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に取り組みます。また、必要な人員配置を行い、その資質向上に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
78	こども家庭センターの充実	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センター「スマイルなんど」を設置しました。センターの周知と体制の充実に努めます。	① ② ④	推進	こども課
79	児童虐待の発生防止、早期発見	児童虐待に関する広報・啓発活動を行い、乳児家庭全戸訪問事業の実施により児童虐待の発生防止、早期発見を図ります。	① ② ③ ④	関係機関との連携強化	こども課 健康課
80	関係各課の連携強化によるきめ細かな支援の充実	虐待の再発防止や被虐待児童への対応について、関係各課の連携を一層強化し支援します。	① ② ③ ④	ケース会議 21回 推進	関係各課
81	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難なこどもの預かりを行い、こどもが安全に安心して生活ができる環境を整えます。	① ② ③	推進	こども課

基本方針 11 特別な支援が必要なこども・若者と家庭への支援

障がいや発達に気がかりのあるこどもをもつ家庭など、何らかの特別な支援が必要なこどもと家庭に対し、状況に合わせた適切な支援を行うことにより、すべてのこどもの幸せと健やかな育ちを支援します。

重点施策 22 障がい児施策の充実 (※1)

専門的・広域的な観点からの支援、適切な医療の提供、教育支援体制の整備など、関係機関が連携をとりながら支援体制の充実に努めます。

※1 「障がい」「障害」の表記について：

一般的に「障がい者」の「害」の字は「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点から好ましくないものと考え、本計画においては「障がい者」と表記します。ただし、国の法律や県・市の条例などに基づく、制度名や施設名などの固有名詞についてはそのままの表記とします。

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
82	障がい児保育事業	種々の障がいのあるこどもの保育園等での受入体制の充実に努め、関係機関と連携し、一人ひとりにあった適切な支援を行います。	① ② ③	推進	こども課
83	障がい児の活動する場の確保	発達障がいについての理解啓発、関係機関との連携により特別支援教育の充実に努めます。	① ②	支援が必要な児童生徒に対する配置率 100% 100%	教育総務課
84	障害児通所支援事業	放課後等デイサービスや保育所等訪問支援、児童発達支援等の充実に努めます。	① ② ③ ④	延べ利用者数 74人 82人	福祉課
85	就学前障害児の発達支援の無償化	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の国による利用料の無償化を行います。	① ② ④	対象児童数 21人 25人	福祉課
86	医療的ケア児の支援の充実	医療的ケア児の保育園等での受入体制の充実に努めます。	① ② ④	推進	こども課
87	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の精神又は身体に障がいがある在宅児童を監護する父母等に手当を支給し、こどもの健やかな成長を図ります。	②	受給資格者数 72人 推進	こども課
88	人工内耳用電池購入費補助金	人工内耳を装着する障がい児に、人工内耳用電池購入費を助成することで、経済的負担を軽減するとともに、聴覚・言語の発達支援を図ります。	① ② ④	申請者 0人 推進	福祉課
89	障害児福祉手当	20歳未満の在宅障がい児に手当を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	① ② ④	支給者数 9人 推進	福祉課
90	心身障害者福祉金	非課税世帯の障がい児の保護者に心身障害者福祉金を支給し、生活の激励と福祉の増進を図ります。	① ② ④	受給者数 1人 推進	福祉課
91	心身障害者扶養共済制度	障がい児を扶養している保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がい児に終身一定額の年金を支給します。	① ② ④	受給者数 0人 推進	福祉課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
92	心身障害者扶養保 険掛金助成	心身障害者扶養共済制度に加入し ている保護者に対し、掛金の1/4 を助成することにより経済的負担 を軽減します。	① ② ④	加入する保護者 が扶養している 障がい児数 5人	福祉課
				推進	

重点施策 23 児童発達支援の充実

心身の成長や発達に気がかりのあるこどもの保護者を対象とした教室や相談会を行うことにより、保護者の気づきを促し、早期発見・早期療育につながるよう支援します。また、保護者の気持ちに寄り添い、不安軽減を図るよう切れ目のない支援に努めます。

保育園・認定子ども園における保育士の専門性を高める研修を行い、個々のこどもの発達に応じた適切な支援を行う体制の充実に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
93	公認心理師による 発達や育児に関する 個別相談会の実施	発達に気がかりのあるこどもについて、公認心理師が面談し、こどもの発達状況を見極めます。保育園等や家庭での関わり方に具体的な助言を行い、保育園等へもこどもの関わり方や対応方法を伝えます。	① ②	延べ相談人数 10人	こども課
				推進	
94	発達に気がかりをもつこどもと保護者への集団支援教室	発達に気がかりをもつ年中・年長児とその保護者を対象に集団支援教室を開催し、保護者同士の交流や公認心理師からのこどもへの関わり方の助言を行い、保護者を支援します。	① ②	延べ参加人数 67人	こども課
				推進	
95	保育園巡回訪問事業	こども課の保育士や保健師、こども家庭センターの作業療法士が、保育園を巡回し、発達上気がかりのあるこどもへの関わり方について助言・指導を行います。また、就学に向けて気がかりのあるこどもがスムーズに就学へ移行できるようスクールアドバイザー等がすべての保育園等を巡回し、助言します。	① ②	①スクールアドバイザー等 ・訪問回数46回 ・相談者数179人 ②作業療法士 ・訪問回数85回	こども課
				推進	
96	発達障がいに対する一貫した支援	保育園・認定子ども園、小中学校に対して、発達障がいの支援として、教育相談や就学相談の利用の働きかけを呼びかけます。	① ②	推進	教育総務課 こども課 福祉課 健康課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
97	特別支援教育コーディネーター配置事業	学習困難な傾向や発達障がい等が要因で特別な支援が必要とされる児童生徒に対して、個別的教育支援を行います。	① ②	配置人数 2人	教育総務課
				推進	

重点施策 24 外国につながる子どもへの支援

日本語の力や日本の文化・習慣が十分に備わっていない外国につながる子どもたちへの細やかな支援に取り組みます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
98	保育園等における外国につながる子どもへの支援	南砺市友好交流協会等と連携し、通訳や日本語の指導など、外国につながる子どもへの細やかな支援に努めます。	① ②	推進	こども課
99	外国人児童生徒支援事業	外国から転入する日本語ができない児童生徒に対して、外国語支援講師等を配置します。	① ②	配置人数 6人	教育総務課
				推進	
100	多文化共生社会形成事業	外国につながる小中学生を対象とした学習支援を行うことで、学習意欲の向上を図ります。(金沢大学国際機構と共同実施)	① ② ③	推進	政策推進課

重点施策 25 ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもはヤングケアラーと呼ばれます。市内にもヤングケアラーの可能性があるとと思われる子どもがあり、実態を把握するとともに支援に取り組みます。

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
101	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーに関する普及啓発や関係者への研修を行うとともに、ヤングケアラーからの相談に対応します。	① ② ③	推進	関係各課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

基本方針 12 子ども・若者の貧困対策の推進

全てのこどもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、こども・若者の貧困対策を総合的に推進します。

多様かつ複合的な問題を抱え、社会的孤立に陥りがちな貧困の状況にある家庭に対し、確実に支援が届くための地域ネットワーク形成を行います。

教育機会の均等な提供や居場所づくりをはじめ、家庭への経済的支援や親への就労支援の実施による自立に向けた取組を推進します。

重点施策 26 教育支援の充実

家庭環境に左右されることなくこどもの学力が向上するよう、広く学習できる場の確保、進学意欲を高めるための支援を行います。

学校教育において、児童生徒が置かれているさまざまな環境に応じた的確な福祉サービスにつないでいくため、学校と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカー等による支援を進めていきます。

こどもの教育・保育にかかる費用の負担軽減を図るため、保育料の軽減や就学援助等の支援の充実を図ります。また、高等教育の機会を確保するための支援に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
102	ひとり親家庭や生活困窮者世帯等のこどもへの学習支援	こどもたちの健やかな育ちや学びを支えるための学習支援、居場所づくりに取り組みます。	① ②	推進	こども課 生涯学習スポーツ課
103	なんとっ子まなびサポーターの配置	市内小中学校へ学習サポーターを配置し、児童生徒のつまずきを解消し、学力向上を図ります。	① ②	小中学校配置率 94% 100% (17校)	教育総務課
104	適応指導員・スタディメイトの配置	発達障がいや不登校などの事情を抱える児童生徒に対し、学校生活に適応できるよう支援します。	① ②	適応指導員・スタディメイト数 67名/12校 推進	教育総務課
105	スクールソーシャルワーカーの配置	家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築き、こどもの抱える問題の解決を支援します。	① ②	配置人員 2人 推進	教育総務課
106	要保護準要保護児童生徒支援事業	児童生徒の保護者に対し、学用品等の購入費を援助します。	① ②	(要保護) 申請者 0人 (準要保護) 認定者 256人 推進	教育総務課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
107	南砺市奨学金 貸与事業	有用な人財の育成を図るため、優れた資質があるにも関わらず学資の支弁が困難な学生に対し、奨学資金を貸与します（高等学校・高等専門学校（専攻科を含む）・専修学校（専門）・短期大学・大学（大学院を含む））。	① ②	年間貸与 決定者数 10名	教育総務課
				推進	
108	看護学生等修学資金 貸与事業	南砺市立医療機関に勤務する意思のある看護学生や薬学生に対し、無利子の修学資金を貸与します。修学資金は、市立医療機関に正職の看護師等として勤務した後、一定期間業務に従事することで返済を免除することができます。	② ④	本制度を利用した者の市立医療機関への定着率 73%	医療課
				75%	
109	奨学金返還支援事業	若者の奨学金返還を支援することで、市内定住と市内中小企業への就職を促進します。	②	支援件数 10件 ・市内企業への就職 1件 ・上記以外 9件	南砺で暮らしません課
				推進	

重点施策 27 生活支援の充実

貧困の問題を抱える家庭が地域で自立した生活基盤を築くことができるよう、保護者に対して生活全般にかかる相談・支援の充実を図ります。また、地域からの孤立を防ぐための体制づくりを進めます。

社会生活を営む上での困難を有するこども・若者に対して、自立した生活を築いていけるよう就労や学び直し、社会参加を支援する環境づくりに取り組みます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
110	母子・父子自立支援員による相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談・生活支援の充実を図ります。	① ② ③	相談件数 154件	こども課
				推進	
111	生活困窮者自立支援窓口での相談体制の充実	経済的自立に関する相談・生活支援の体制の充実を図ります。	① ② ③ ④	新規相談件数 5件	福祉課
				推進	
112	若者の自立・就労支援の実施	ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への円滑な支援体制を構築します。	① ② ③	推進	関係各課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

重点施策 28 保護者に対する就労支援の充実

こどもの貧困は保護者の貧困と直結しており、保護者の安定した就労と収入を確保していくため、技能や知識の取得に対する支援や就労機会の確保にかかる支援を推進します。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
113	ひとり親家庭の父母への自立・就業支援	ハローワークと連携して、ひとり親家庭の父母の就職支援を推進します。	① ② ③	就職人数 6人 推進	こども課
114	高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子家庭の母や父が、就職に有利な資格を取得するための支援や能力開発への支援を実施します。	② ③	支給人数 1人 推進	こども課
115	母子父子家庭自立支援給付金	母子・父子家庭の父母の職業能力開発講座の受講料の一部を支給することで、経済的な自立と、こどもの安定した生活を支援します。	② ③	給付件数 1件 推進	こども課

重点施策 29 経済的支援の充実

児童扶養手当や医療費の助成、住居の確保等、公的な経済的支援が必要な家庭に行き届くよう、周知を行い確実に実施します。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
116	児童扶養手当の支給	母子・父子家庭の経済的支援のため、児童扶養手当を支給します。	②	支給者数 163人 推進	こども課
117	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費(保険適用分)の自己負担分を助成します。	②	助成件数 7,589件 推進	こども課
118	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料助成	ひとり親家庭等の子育ての経済的負担の軽減と、地域における育児に関する相互援助活動の推進を図るため、ひとり親家庭や生活保護世帯、市町村民税非課税世帯にサポート券を発行し、利用促進を図ります。	②	サポート券 発行人数 6人 推進	こども課

基本目標5 子ども・若者の権利の尊重

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	関係資料
自分には良いところがあると思っているこどもの割合	小学生 84.3% 中学生 82.3%	小学生 90.0% 中学生 90.0%	教育総務課	全国学力・学習状況調査（毎年）
地域で暮らす子ども（概ね0～18歳）と関わるのが幸せな市民の割合	65.1% （R6 調査の数値）	83.6%	政策推進課	総合計画市民意識調査（毎年）

＜考え方＞・こどもの権利が保障される社会が構築されることにより、自己肯定感が高まったこどもの割合。
・こどもの権利を学ぶことにより、地域で子どもと関わることに幸せを感じる大人の割合。

基本方針13 子ども・若者の「生きる力」を育む

こどもが権利を保障され、差別を受けることなく、ありのままの自分が認められ、自分を大切に思えるようにすることで、自ら考え自ら行動できる「生きる力」を育みます。

重点施策30 こどもの権利の周知啓発と理解促進

こどもの権利を学ぶことは、権利保障の第一歩です。こどもは自分の権利を知ること自身の尊厳に気づき、他者も尊重することで差別やいじめが減ります。また、大人も共に学び権利への理解が進むことで多様性を認める意識が育ち、こどもとの信頼関係も深まります。こどもの権利の学習は、発達段階や年齢に応じて行う必要があり、地域社会全体で関心と理解を広げるため、さまざまな方法で権利の周知啓発と理解促進に取り組みます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
119	こどもの権利の普及啓発	こどもの権利を学ぶために必要な教材等を制作して、学校の授業や地域団体等での研修を実施するとともに、イベント等を活用して市民がこどもの権利に触れる機会を提供します。 ・教材の制作・配布 ・市民を対象とした権利学習 ・イベントの実施 など	① ②	推進	こども課
120	幼児期からの生きる学び事業	4歳児を対象に、性に関する正しい知識と自他の命を大切にすることを養う講座を開催します。また、保育士等を対象に指導体制の確立のための人材育成研修を行います。	① ④	推進	こども課
121	人権啓発の促進（こどもの人権110番）	「こどもの人権相談」強化週間にあわせて、「こどもの人権110番」の周知を図るとともに、保育園等での未就学児向けの人形劇や、小学生向けの出前教室をとらして、人権啓発に取り組めます。	① ②	推進	南砺で暮らしません課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

<参考：他の施策に掲載している事業>

- (38) 子育て講座の充実
- (40) 子育て・親育ち応援事業の推進
- (46) 親学び講座

基本方針 14 子ども・若者の意見表明・参加の促進

子どもが自分の考えを自由に表現していくためには、大人がこどもの思いを尊重し、意見に耳を傾け、自ら参加しようとする機会を作ることが重要です。こどもの意見表明は、こどもが意見を言うだけでは不十分であり、意見を聴く側の大人が、こどもの意見を尊重し、既成の概念にとらわれず柔軟に共感・理解を示すことにより実現します。また、守り支える大人も同様に大切にされることで、心にゆとりが生まれ、こどもと大人の関わりの良い循環が生まれます。

重点施策 31 子ども・若者の意見表明・参加の促進

子どもが意見を出し、それが取り入れられるような環境を整えることが大切です。「子どもの権利条約」の「参加する権利」に基づき、こどもは成長に応じて意見を表明し、意思決定に参加する機会が保障されています。これにより、こどもは自己肯定感を高め、生きる力を育むことができます。大人はこどもの意見に耳を傾けて、その意見を尊重しながら問題を解決するよう努め、こどもが主体的に活動できる環境づくりを進めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
122	子ども・若者こえひろば	市ホームページに子ども・若者を対象とした広聴窓口を開設して、市の施策に対する意見聴取を行うとともに、家庭や学校では相談できない悩みなどに関係課が連携して対応します。	① ② ④	推進	情報政策課
123	子育て交流サロン（子育て支援センター）	親子を対象に、土曜日・日曜日に子育て支援センターでサロンを開催し、憩いと子育てに関する情報交換の場を提供します。	②	延べ利用者数 2,462人 推進	こども課
124	地域児童健全育成推進活動事業	児童クラブや地域組織等が行うこどもの健全な育成に寄与する事業を支援し、地域においてこどもが主体的に関わる機会の創出と子育て支援の機運醸成を図ります。	③	助成件数 4件 推進	こども課
125	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業	中学2年生が、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等を通じて規範意識や社会性を高め、たくましく生き抜く力を身に付けます。	② ③	推進	教育総務課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
126	アートで遊ぼう事業	美術館で、市内小学生を対象としたワークショップ等を開催することにより、こどもの芸術性を高めます。	①	参加者数 104人	福光美術館
				100人	
127	美術館中学生以下無料化事業	中学生以下の美術館入館料を無料にすることでこどもが芸術に親しむ機会を創出し、創造性を育みます。	①	入館者数 572人	福光美術館
				800人	
128	児童生徒のボランティア活動普及事業	福祉・ボランティア体験学習を通じて地域福祉への理解と関心を高めることにより、日常生活の中でお互いに助け合う気持ちを育みます。	① ② ③ ④	実施校 19校	福祉課
				19校	
129	若者ネットワーク事業（通称：ボクなん）	高校生が自ら企画し活動する機会を創出することで、「やりたい」が叶う南砺市への愛着を高めて、将来のUターン意識を醸成します。	① ③	活動回数 9回	南砺で暮らしません課
				推進	
130	孫とおでかけ支援事業	市内又は関係市に居住する祖父母と孫の美術館等の利用料・観覧料を減免することで、高齢者の外出の機会を創出するとともに、地域の文化や歴史、科学や自然への愛着を高めます。	①	利用者数 424人	生涯学習スポーツ課
				推進	
131	木育イベントの実施	植樹や花植えなどのイベントを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育みます。	①	イベント定員に対する参加率 66.6%	森林・農地整備課
				100%	
132	就活・雇用促進事業（なんと企業訪問バスツアー）	高校生・大学生等を対象に企業見学会を開催し、市内で生き生きと働くことを考える機会を提供します。	①	参加者数 210人	商工企業立地課
				推進	
133	自分の未来をえがく出前授業	中学生が、市内企業で働いている人の話を聞くことにより、市内で働き暮らすことを考える機会を提供します。	①	参加者数 228人	商工企業立地課
				推進	
134	富山県伝統的工芸品ふれあい教室開催事業	小中学生を対象に伝統工芸の制作体験を行うことで、伝統的工芸品に関心を持ち親しむ機会を提供します。	①	参加者数 28人	商工企業立地課
				推進	
135	県発明とくふう展開催事業	創意工夫・発明に対する関心を高め、モノを創作することへの喜びを育みます。	①	出展者数 60人	商工企業立地課
				推進	
136	小中学生の友好交流事業	小中学生を対象とした国内外の交流事業を通じて、こどもたちに豊かな体験を提供し、相互理解の心を育みます。 （実施主体：市友好交流協会）	①	交流事業数 15事業	交流観光まちづくり課
				15事業	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
137	文化芸術アウトリーチ事業	小中学生が文化芸術や伝統芸能を体験する機会を通じて、郷土愛を醸成し、伝統文化の担い手となる人材の育成を図ります。	①	開催学校数 5校	文化・世界遺産課
				10校	
138	埋蔵文化財センター歴史体験学習	勾玉づくりなどの体験学習を通して、こどもたちの歴史や郷土への興味・関心を引き出します。	①	参加者数 312人	文化・世界遺産課
				500人	
139	埋蔵文化財センター校外学習受入れ事業	埋蔵文化財センターで小中学生の校外学習を受け入れ、歴史や郷土への興味・関心を引き出し、郷土愛を育みます。	①	開催学校数 0校	文化・世界遺産課
				4校	

<参考：他の施策に掲載している事業>

- (64) 放課後子ども教室の開催
- (66) とやまっ子さんさん広場推進事業
- (68) 土曜学習推進事業
- (69) こどもの体験活動の充実

基本方針 15 子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの権利が守られる環境を整えます。こどもの視点、こどもに関わる大人の視点を取り入れ、権利保障の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

重点施策 32 こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

こどもが自己肯定感を高め、地域で積極的に意見を表明・参加できる環境づくりに、市全体で取り組みます。

こどもが企画段階から自由な発想で関われる機会を設けるなど、こどもが主体的に活動できる環境づくりを進め、こどもの移動しやすさなどにも考慮してこどもの居場所を検討します。また、市内外の関係機関とともに権利保障のための連携・ネットワークの構築に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
140	小中学校 ICT 機器整備事業	小中学校の電子黒板や実物投影機等を計画的に導入・更新し、思考力や表現力の向上を図ります。	① ②	ICT 機器を活用して資料等を提示する 教員の割合 41.9%	教育総務課
				65.0%	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
141	中学校部活動支援事業	部活動で技術的な指導を行うスポーツエキスパートや部活動指導員などの外部指導員を配置し、質の高い指導を提供します。	① ② ③	部活動の地域移行 団体数 12 団体 33 団体	教育総務課
142	学校間をつなぐ遠隔協働学習事業	山間部や小規模校で遠隔協働学習システムを用いた合同学習を実施し、児童生徒が多様な考えに触れる機会を増やします。	① ②	タブレットを自宅 学習に用いた日数 101 日／年 200 日／年	教育総務課
143	山村留学定住事業	県外から留学した児童生徒と利賀地域の児童生徒が互いを認め合い、切磋琢磨しながら共に学ぶことで、成長を促します。	① ③	長期山村留学生 10 人 12 人	教育総務課
144	副読本作成事業	地域に特化した副読本や教材を作成し授業で活用することで、地域に関する理解を深めます。	① ②	副読本（改訂版） 2/6 種類 6/6 種類	教育総務課
145	ふるさと教育推進事業	児童生徒が、伝統産業や市を発信する活動などを通じて、市への理解を深めることで、地域の魅力を再発見し、ふるさとを愛し誇りに思う心を醸成します。	①	社会教育推進大会 での発表校数 3 校 3 校	教育総務課
146	小中学校図書館の充実	児童生徒が多くの図書と触れる機会を増やすことで、良い本との出会いを通じた情操教育を図ります。	① ②	推進	教育総務課
147	小中学校児童生徒の各種行事参加（負担金・補助金）	小中学生のスポーツ、文化活動での大会出場を支援することで、保護者の負担軽減を図るとともに、スポーツ・文化の振興と競技力向上を図ります。	①	推進	教育総務課
148	スクールバスの運行	学校への通学が長距離となる児童や、中学生の冬季下校を支援します。	① ②	推進	教育総務課
149	学校施設の改修	学校施設の計画的な改修を実施し、児童生徒にとって安全な学校環境の確保に努めます。	②	推進	教育総務課
150	特認校制度の推進	児童生徒・保護者の希望理由に応じて、校区外の学校への入学・転学に対応することで、教育の多様な機会創出と、質の向上を図ります。	① ②	推進	教育総務課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
151	なんと元気っ子教室事業	幼児と保護者を対象とした運動教室や、指導者（保育士等）や保護者を対象とした遊びの実技指導を行うことで運動の楽しさを伝え、運動の習慣づけを図ります。	②	実施園数 15 園	生涯学習スポーツ課
				15 園	
152	スポーツで健康向上事業	総合型地域スポーツクラブが中心となって市民にスポーツの機会を提供し、体力の維持向上による健康増進を図ります。	③	日頃から運動する人の割合 43.2%	生涯学習スポーツ課
				50.0%	
153	全国大会及び北信越大会等出場者の激励	大会に参加する個人又は団体に激励金・助成金を交付することにより、こどもたちのスポーツ・文化に対する意欲や競技力・技術等の向上を図ります。	③	延べ交付者数 454 人	生涯学習スポーツ課
				480 人	
154	スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団活動を通じて、こどもがスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、心と体の健全育成を図ります。	③	加入率 26.0%	生涯学習スポーツ課
				28.0%	
155	ジュニア強化育成事業	年齢に応じた適切な強化活動を行うことで、スポーツを通じたこどもの健全育成を図ります。	③	参加者数 2,358 人	生涯学習スポーツ課
				3,600 人	
156	青少年育成南砺市市民会議	あいさつ運動、ボランティア活動、体験学習、街頭巡回などを通して、安全な地域づくりと、こどもたちの健全な成長を図ります。	③	巡回指導回数 156 回	生涯学習スポーツ課
				180 回	
157	図書環境の充実（図書館デジタル化推進事業）	図書館と学校図書室のシステムを統一して情報を共有することにより、こどもの身近にいつでも本がある環境を整えます。	① ② ④	1人当たり貸出冊数 児童：38.4冊/年 生徒：7.2冊/年	中央図書館
				児童：49.0冊/年 生徒：9.0冊/年	
158	図書環境の充実（なんと！パスデーブック事業）	1歳の誕生日を迎えたこどもに絵本を贈呈することにより、こどもの読書活動を促します。	① ②	申請率 75.0%	中央図書館
				100%	
159	小学生美術館招待事業	市内小学校の5・6年生が福光美術館を訪問する際のスクールバス代を負担し、こどもが芸術に触れる機会を提供し、創造性を育みます。	①	実施校数 6 校	福光美術館
				9 校	
160	児童精神科運営事業（こどものえがおクリニック運営事業）	こどもの発達障害などに関する相談に適切な助言を行うことにより、子育てしやすい環境を整え、保護者の不安の軽減を図ります。	① ②	延べ受診者数 984 人	医療課
				1,200 人	

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
161	小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付して日常生活を支援します。	① ② ④	利用者数 0人 推進	福祉課
162	軽度・中等度難聴 児補聴器購入補助 金	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器・FM補聴システムの購入費を助成することで、言語習得や社会性の向上を図ります。	① ② ④	利用者数 1人 推進	福祉課
163	障害児通所支援	障がいのあるこども等が児童福祉施設等へ通い、日常生活における基本的動作や自活に必要な知識技能、集団生活に適応するための訓練を受けることで、生活能力の向上や社会生活への適応を図ります。	① ② ④	延べ利用者 74人 82人	福祉課
164	自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいがあるこども等を対象に、手術等の医療費を助成することで、障がいの軽減を図ります。	① ② ④	支給者 8人 推進	福祉課
165	生活保護制度	児童を扶養する世帯主に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、一日も早い自立を手助けします。	① ② ③ ④	児童を扶養する 生活保護世帯 0世帯 推進	福祉課
166	ねころびカフェ	ひきこもり状態にあるこどもの外出の場を設けて社会とのつながりを確保するとともに、家族の相談窓口を設けます。	① ② ④	開催数 年12回 推進	福祉課
167	学生健診事業	中学3年生と高校生の希望者を対象に健康診査を行い、メタボの原因である生活習慣病や学齢期からの肥満の予防対策を図ります。	②	受診率 23.3% 30.0%	健康課
168	新生児聴覚検査費 助成事業 (母子健康診査事 業)	聴覚障害を早期に発見し、治療や療育につなげ、必要な助言・指導を行うことで、育児不安の解消を図り、母と子の健康の保持増進に努めます。	② ③	検査実施率 97.9% 98.0%	健康課
169	産婦一般健康診査 (母子健康診査事 業)	母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握し、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ります。	② ③	受診率 83.8% 84.0%	健康課
170	SDGs推進事業	ボードゲームやカードゲームを用いた出前講座の他、イベント等にブース出展しルーレットなどの遊びも踏まえ、こどもに楽しくSDGsを学ぶ機会を提供します。	①	啓発活動の回数 18回 推進	エコビレッ ジ推進課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
171	エコビレッジ部活動支援事業	中高生がエコビレッジ構想やSDGsの視点を学ぶ機会を創出するため、地域の歴史や文化、産業、福祉、教育など幅広い分野での実践活動を支援します。	①	実施校数 3校	エコビレッジ推進課
				10校	
172	公共交通利用促進事業	市内の教育機関や団体が、体験活動や研修活動で公共交通機関を利用する場合に乗車券の一部を助成することにより、公共交通の啓発と自立心の醸成を図ります。	①	実施件数 10件	政策推進課
				50件	
173	なんと未来ミーティング	市の未来について、こどもから直接意見を聴いて政策への反映を検討することにより、こどもの意見表明と社会参画を促進します。	① ②	開催数 2回	情報政策課
				推進	
174	地場産農作物消費向上事業	地元の食材を活用した特別給食を提供することで、こどもが食と農について理解を深める機会を提供し、食文化の継承や郷土愛の醸成を図ります。	③ ④	市産農産物の使用率 34.3%	農政課
				35.0%	
175	なんと自然給食ものがたり事業	農薬や化学肥料を使わない農産物を給食で提供することで、こどもが農業や食の安全に関心を持ち、環境保全や循環型、持続可能な社会への理解を深めます。	③ ④	有機農産物提供農家数 16農家	農政課
				20農家	

<参考：他の施策に掲載している事業>

- (22) 妊婦一般健康診査事業
- (23) 乳幼児健康診査事業
- (24) 予防接種事業
- (29) 延長保育事業
- (30) 休日保育事業
- (31) 一時預かり事業
- (32) 病児・病後児保育事業
- (36) 放課後児童クラブの充実
- (37) ファミリー・サポート・センター事業の推進
- (45) 子育て情報の提供・相談体制の充実
- (47) 親子がえがおになれる前向き子育て講座
- (48) 保育料の無償化・軽減
- (49) 児童手当の支給
- (50) 妊産婦医療費の助成
- (52) 養育医療給付
- (53) 子育てサービスに利用できる電子ポイントの配布
- (54) 出生祝い金事業
- (55) 木育の推進（なんとのお宝祝い事業）
- (56) 入学支援金の給付（小・中・高校生）
- (57) 高校生通学支援金の給付
- (58) PTAや地域住民による通学路の防犯パトロール等の実施
- (62) 安心して遊べる公園環境

- (63) こどもの遊び場の整備促進
- (65) 放課後児童対策の一体的な推進
- (67) こども食堂・地域食堂などによる居場所づくりの促進
- (72) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動
- (74) 女性活躍の推進とジェンダーギャップの解消
- (75) なんと！やさしい子育て応援企業認定制度
- (81) 子育て短期支援事業
- (87) 特別児童扶養手当の支給
- (88) 人工内耳用電池購入費補助金
- (89) 障害児福祉手当
- (90) 心身障害者福祉金
- (91) 心身障害者扶養共済制度
- (92) 心身障害者扶養保険掛金助成
- (93) 公認心理師による発達や育児に関する個別相談会の実施
- (94) 発達に気がかりをもつ子どもと保護者への集団支援教室
- (99) 外国人児童生徒支援事業
- (100) 多文化共生社会形成事業
- (109) 奨学金返還支援事業
- (115) 母子父子家庭自立支援給付金
- (116) 児童扶養手当の支給
- (117) ひとり親家庭等の医療費の助成
- (118) ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料助成

重点施策 33 こどもの権利侵害への対応

こどもが安心して相談し、救済される体制を整え、また社会とつながりを持つことを支援し、問題の改善に努めます。家庭や地域、学校の環境変化により深刻化する問題に対応し、「生きる権利」と「守られる権利」を守ります。

権利侵害を未然に防ぎ、侵害が起きた場合には適切な相談の機会を保障します。また、こどもが社会とつながる支援を行い、本市における支援体制の望ましいあり方を検討し、既存の相談窓口や制度の周知を進めます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
176	スクールカウンセラー配置事業	公認心理師・臨床心理士等を小中学校に配置してカウンセリングを実施することにより、児童生徒の健全な学校生活環境を確保します。	① ②	推進	教育総務課
177	いじめ問題対策連絡協議会	家庭、学校、地域、市及び教育委員会等が連携し、いじめの防止等対策に取り組み、児童生徒の健全な学校生活環境を確保します。	① ②	推進	教育総務課

第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

No.	事業・取組	内容	基本的 な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
178	児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員がこどもの生活状況を適切に把握し、必要な支援へとつなぐことにより、健やかな育成を図ります。	② ③	こどもに関する 相談・支援件数 212件	福祉課
				推進	

<参考：他の施策に掲載している事業>

- (18) 保健センターでの子育て世代包括支援推進事業
- (19) 産後ケア事業
- (20) 乳児家庭全戸訪問事業
- (21) 母子保健サポート事業
- (25) 母乳育児の推進
- (26) 多胎妊婦健診支援事業
- (27) 学童・思春期保健事業
- (39) 父親の育児参加を推進
- (70) 教育支援センターいおう教室運営事業
- (78) こども家庭センターの充実
- (101) ヤングケアラー支援
- (105) スクールソーシャルワーカーの配置



第5章 子ども・子育て支援の事業展開

1 教育・保育等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子ども・子育て支援事業の提供区域も踏まえて、各提供区域は1区域として設定します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

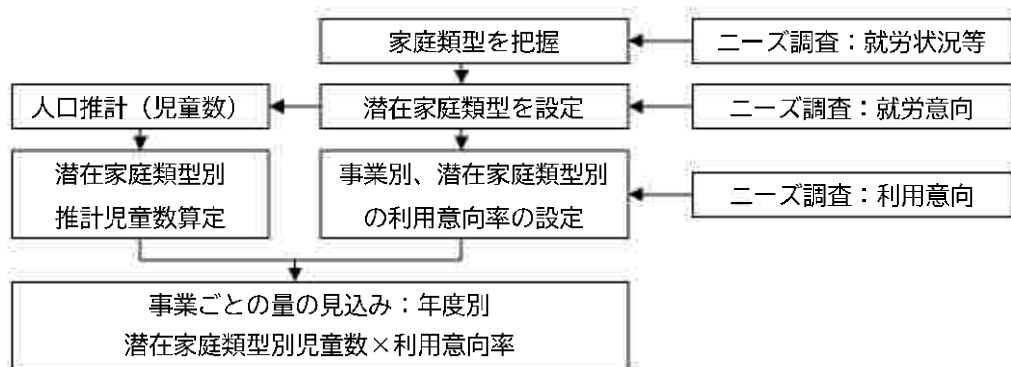
子ども・子育て支援サービスの見込み量（以下「量の見込み」という。）については、国の示した「量の見込み」算出等の手引き及びワークシートを用いて、令和6年5月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、国の示す方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本市の実情を鑑み、一部補正を行ったものを量の見込みとしています。

主な手順は以下のとおりです。

- ・ ニーズ調査対象者の家庭を、保護者の就業状況にもとづく家庭類型に分類します。
- ・ 各事業における家庭類型ごとの利用意向率を把握します。
- ・ 各年度の人口を推計します。
- ・ 各年度の推計児童数に家庭類型ごとの利用意向率を乗じて、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みを算出します。

【量の見込みの算出とニーズ調査の関係】



第5章 子ども・子育て支援の事業展開

【家庭類型の種類】

タイプ分類	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間*～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間*～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間*～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間*～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

※本市では保育下限時間を64時間としている。

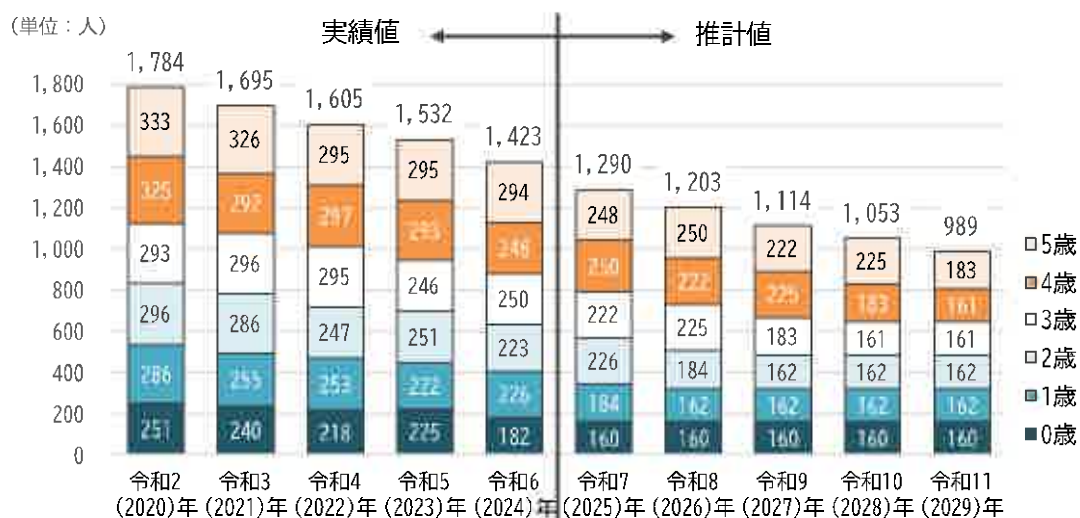
（2）こども人口の推計

市人口ビジョン（令和7年3月改定版）をもとに算出した本市のこども人口の推計について、就学前児童（0～5歳）では2024（令和6）年の1,423人から2029（令和11）年には989人になると推計され、434人（30.5%）の減少となる見込みです。一方、小学生（6～11歳）においても2024（令和6）年の1,948人から2029（令和11）年には1,546人になると推計され、402人（20.6%）の減少となる見込みです。

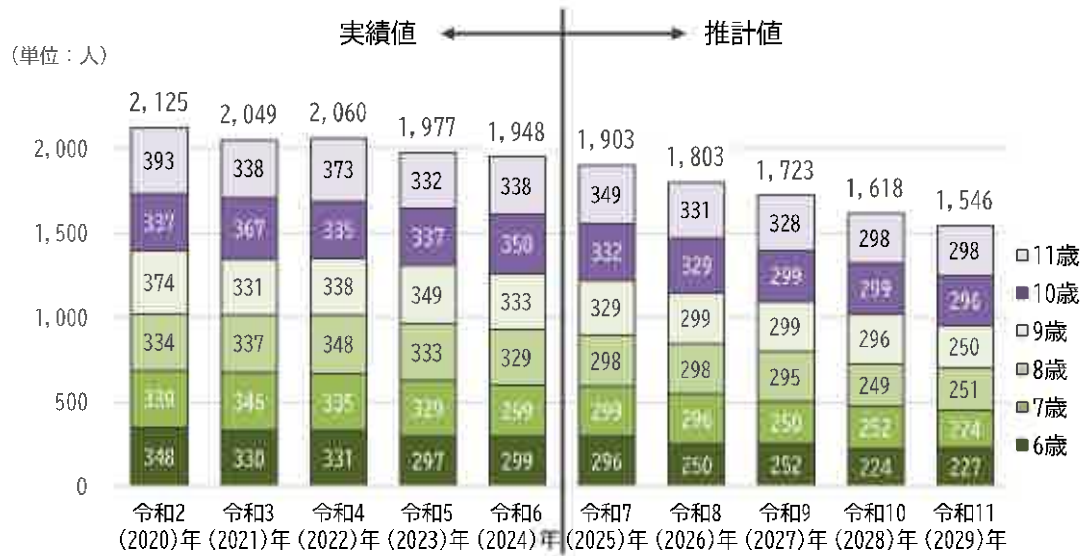
※ 2020（令和2）年～2024（令和6）年の住民基本台帳人口（毎年3月末現在）からコーホート変化率法により推計しています。コーホートとは、同時に出生した集団を意味し、ここでは1歳階級別、男女別のコーホートとしています。コーホート変化率法とは、この各コーホートの変化率を算出し、将来もこの変化率が大きく変化しないと仮定して推計する手法です。

今回のこども人口推計にあたっては、上記手法による推計値と2024（令和6）年の出生見込数に大きな乖離があったことから、令和7年3月に策定した市人口ビジョン（将来の年間出生数について、現状（約160人/年）を維持する）を勘案して、下表の通り算出しています。

就学前児童（0～5歳）人口の推計



小学生（6～11歳）人口の推計



3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 教育・保育施設

①教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

本市の現状

○市内の教育施設には、私立の幼保連携型認定こども園（福野青葉幼稚園、福光青葉幼稚園）、公立の保育所型認定こども園（井波にじいろ保育園）があります。

○市全体としては、就学前児童数は減少していますが、認定こども園への入園を希望する保護者の割合が増加しています。

○現在本市には、学校教育法に基づく幼稚園はありません。

確保方策

○私立の幼保連携型認定こども園は、今後も幼保連携型認定こども園として、公立の保育所型認定こども園は、保育所型認定こども園として幼稚園部分のみを維持していきます。

○就学前児童数は減少していますが、認定こども園への入園を希望する保護者の割合が増加傾向にあることを踏まえて、一定量の見込みによる提供量を確保していきます。

単位：人

量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	120	116	107	99	90
1号認定	30	29	28	27	26
2号認定	90	87	79	72	64
②確保の状況	120	120	112	112	112
幼稚園	-	-	-	-	-
認定こども園	120	120	112	112	112
乖離（②-①）	0	4	5	13	22

②保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

本市の現状

○市内の保育施設には、認可保育所（公立11園、私立1園）と認定こども園（公立：保育所型1園、私立：幼保連携型2園）があります。

○就学前児童数が減少していること等から、2号認定の人数が減少していますが、女性の就業率の向上等により低年齢児の年度途中からの入園が増加していることにより、3号認定（0・1・2歳）特に0歳児の入園児数が増加しています。

確保方針

○今後も認可保育所・認定こども園の計15園で事業を実施します。

○0歳児は、出生児数が減少見込みとなっています。

○1・2歳児は、年度途中からの入園が若干ありますが、1・2歳児、3歳以上児は、就学前児童数が減少していること等により、ゆるやかな減少を見込んだ数としています。

単位：人

①量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,040	962	887	837	785
2号認定	585	567	512	462	410
3号認定	455	395	375	375	375
0歳	83	83	83	83	83
1歳	160	140	140	140	140
2歳	212	172	152	152	152
②確保の状況	1,315	1,315	1,198	1,198	1,198
認定こども園	265	265	243	243	243
認可保育所	1,050	1,050	955	955	955
乖離（②-①）	275	353	311	361	413

（2）地域型保育事業

①小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

本市の現状

○現在、小規模保育事業を実施している施設はありません。今後の動向等をみながら、事業の実施について対応していきます。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

②家庭的保育事業

保育者の家庭などでこどもを保育するサービスです。

本市の現状

- 現在、家庭的保育事業を実施している事業者等はありません。
- 今後の利用は、ファミリー・サポート・センター事業や今後の動向等をみながら、事業の実施について対応していきます。

③事業所内保育事業

企業などが主に従業員用に運営する保育施設で、一定の範囲で地域のこどもも一緒に保育します。

本市の現状

- 現在、事業所内保育事業を実施している施設はありません。
- 市内には、企業主導型保育施設（認可外保育施設）として、2017（平成29）年4月に福寿会の「あすなろ保育園」が開設され、地域のこどもも受け入れられるよう地域枠も設定し、運営されています。

④居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービスです。

本市の現状

- 現在、居宅訪問型保育事業を実施している保育事業はありません。今後の動向等をみながら、事業の実施について対応していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

（1）利用者支援事業

妊娠期から育児期までこどもや保護者に関わる身近な場所である保健センターやこども家庭センターにおいて、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、学校、教育委員会、医療機関、警察、民生委員・児童委員等の関係機関と情報共有や連絡調整を実施し、健やかなこどもの育ちを支援する事業です。

本市の現状

- 福光保健センターを利用者支援事業の拠点として継続実施してきました。

確保方針

○母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援が一体的に提供できることも家庭センター「スマイルなんと」で実施していきます。

単位：か所

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援センターの事業です。

本市の現状

- 現在、保育園等に併設の子育て支援センター6か所で子育て支援事業を実施しています。
- 出生数の減少や低年齢児（0・1歳児）の保育園等への入園が増加し、子育て支援センター利用対象者が年々減少する傾向にあります。今後は、子育ての仲間づくりができるよう拠点化していく必要があります。

確保方針

○各施設の利用者の推移及び利便性、ニーズ等を勘案しながら事業量を確保していきます。

単位：人回

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	12,500	10,000	10,000	10,000	10,000
②確保の状況	12,500	10,000	10,000	10,000	10,000
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（3）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを提供する事業です。

本市の現状

- 他市町村への長期里帰り等で生後4か月までに訪問できないケースがあります。訪問できないケースについても電話等により状況把握に努めています。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

確保方針

○地域の母子を支える団体である母子保健推進員の協力を得ながら、事業を推進していきます。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	160	160	160	160	160
②確保の状況	160	160	160	160	160
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（４）養育支援訪問事業

妊娠・出産・育児期に特に支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、こどもの保護者等が適切な養育の実施を確保することができるよう支援を行う事業です。

本市の現状

○育児に対する不安やうつ状態にある産後間もない産婦について、産科医療機関からの情報提供が増えており、支援が必要なケースが一定数いるのが現状です。

確保方針

○保健・医療・福祉の行政機関や民生委員・児童委員等の関係機関と連携しながら、支援を行います。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	63	59	55	52	49
②確保の状況	63	59	55	52	49
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（５）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育・保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

本市の現状

○2歳未満ショートステイ事業については乳児院、2歳以上は市内里親に委託して実施できる体制としています。また、トワイライトステイ事業については、2025（令和7）年度から市内里親等に委託して実施できる体制としています。

確保方針

○乳児院や里親等の協力を得ながら実施していきます。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	43	40	37	35	33
②確保の状況	43	40	37	35	33
乖離(②-①)					

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

また、幼稚園分の預かり保育は、認定こども園・幼稚園の1号認定の園児を時間外に預かる事業です。

本市の現状

○現在、市内の認可保育所（公立11園、私立1園）及び認定こども園（公立1園、私立2園）で実施しています。

確保方針

○市内の認可保育所（公立11園、私立1園）及び認定こども園（公立1園、私立2園）で継続実施していきます。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,192	1,133	1,036	957	874
幼稚園部分の預かり保育（1号認定）	442	428	387	349	310
上記以外の一時預かり保育	750	705	649	608	564
②確保の状況	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
幼稚園部分の預かり保育	720	720	720	720	720
上記以外の一時預かり保育	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
乖離(②-①)	3,128	3,187	3,284	3,363	3,446

(7) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本市の現状

○現在、市内の認可保育所（公立8園、私立1園）及び認定こども園（公立1園、私立2園）で実施しています。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

確保方針

○市内の認可保育所（公立8園、私立1園）及び認定こども園（公立1園、私立2園）で継続実施していきます。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	450	422	387	366	345
②確保の状況	450	422	387	366	345
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（8）病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士・看護師等が一時的に保育等する事業です。病児保育事業には、（1）病気になった病児に対応する「病児保育」（2）病気回復期のこどもに対応する「病後児保育」（3）保育園等に来て体調が悪くなった「体調不良児」に対応する3つの事業があります。「病児保育」についても、2019（令和元）年10月から南砺市民病院内で開設しています。

本市の現状

○現在、病児保育を南砺市民病院内病児保育室「ぼけっと」で実施しています。年間利用者数は1,500人前後で推移していますが、ほとんどが体調不良児の利用となっています。

確保方針

○南砺市民病院内病児保育室「ぼけっと」で病児保育を、市内の認可保育所（公立5園・私立1園）及び認定こども園（公立1園）で病後児保育及び体調不良時の保育を継続実施していきます。

単位：人日

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保の状況	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

（9）妊婦一般健康診査

胎児と妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な医学的検査を実施する事業です。

本市の現状

○妊婦一般健康診査票の発行実数が167件と減少し、受診率は80%代を維持するも83.5%と減少しています。

確保方針

○妊娠届出時の啓発や妊娠中期のフォロー及び医療機関との連携により受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

単位：人回

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
②確保の状況	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等のこどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市の現状

○一時的に保育が必要になった場合の「ファミリー・サポート・センター事業」の利用率は低い状態が続いています。

確保方針

○ファミリー・サポート・センター事業の周知について、具体的な利用の流れや預かりの様子がわかるような方法で実施するとともに、協力会員のさらなる確保と研修による質の向上に努め、利用の増加を図ります。

単位：人

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	444	421	404	383	365
②確保の状況	444	421	404	383	365
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

（「5 総合的なこどもの放課後対策の推進」に掲載）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市の現状

○本市では当事業は未実施となっています。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

確保方針

○今後の動向を見ながら、事業の実施について検討を行います。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市の現状

○本市では当事業は未実施となっています。

確保方針

○今後の動向を見ながら、事業の実施について検討を行います。

(14)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本市の現状

○本市では未実施となっていますが、令和7年度から実施する方向で調整しています。

確保方針

○訪問事業所の協力を得て実施していきます。

単位：人日

②の元込みと確保方針	2024年度	2025年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	536	518	499	484	466
②確保の状況	536	518	499	484	466
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもと家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本市の現状

○本市では、当事業は未実施となっています。

確保方策

○当該事業の実施に向けた検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本市の現状

○現在、市内の民間団体1か所に委託し、実施しています。

確保方策

○市内の民間団体の協力を得て、継続実施していきます。

単位：人

①元込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	76	73	70	67	64
②確保の状況	76	73	70	67	64
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本市の現状

○母子保健手帳交付時の妊娠初期の面談、出産準備支援金申請時の妊娠後期の面談、生後3か月児の育児相談等において、保健師等がきめ細かい支援を行っています。

確保方策

○妊婦のための支援給付申請のタイミングにあわせて、保健センターや子育て支援センター等で、相談の機会を確保していきます。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

単位：件・回

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み					
妊娠届出数	160	160	160	160	160
1組当たり面接回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	480	480	480	480	480
②確保の状況	480	480	480	480	480
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

本市の現状

○現在、事業を実施している認可保育所及び認定こども園はありません。

確保方針

○2025（令和7）年度は本格実施を見据えた形での試行的事業の実施をニーズにあわせて検討し、2026（令和8）年度からは新たな給付として事業を実施していきます。

単位：人日

量の見込みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	4	4	4	4
	②確保方針	4	4	4	4
	乖離（②-①）	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	2	2	2	2
	②確保方針	2	2	2	2
	乖離（②-①）	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	1	1	1	1
	②確保方針	1	1	1	1
	乖離（②-①）	0	0	0	0

※ 必要定員数は、延べ利用見込数（時間）を、定員一人あたりの利用時間（176時間／月）で除して表示しています。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

本市の現状

○助産師等が、授乳や育児等の手技について、訪問やデイケア時に指導・相談を行っています。

確保方策

○在宅助産師や委託施設（医療機関等）との連携により、産婦等のニーズにあったサービスの提供を継続実施していきます。

単位：人日

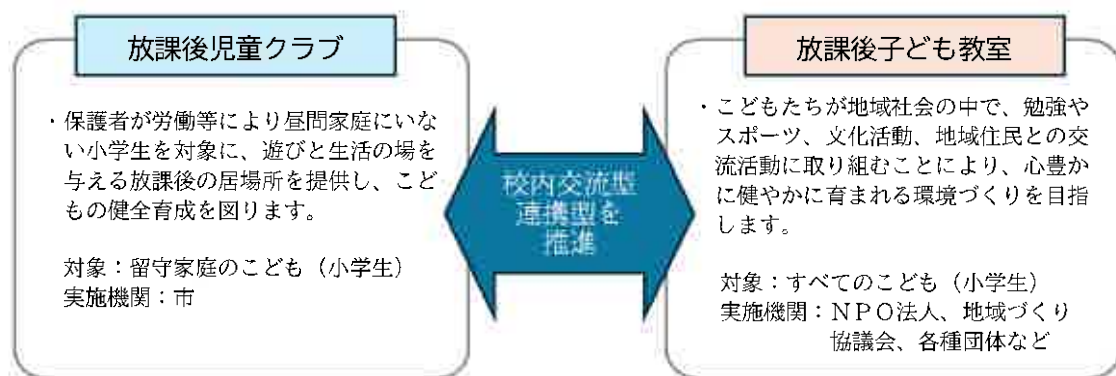
②の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	52	52	52	52	52
②確保の状況	52	52	52	52	52
乖離（②-①）	0	0	0	0	0



5 総合的なこどもの放課後対策の推進

国が2018（平成30）年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を以下のとおり進めることとしていました。

- ①待機児童の解消を図り、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を図ること。
- ②全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施すること。
- ③新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用すること。既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④放課後児童クラブは、こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図る役割を徹底し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ること。



2023（令和5）年度末でこの「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、放課後児童対策の一層の強化を図るため「放課後児童対策パッケージ」及び「放課後児童対策パッケージ2025」が策定されており、今後も取組を継続することが求められていることから、本市でも継続的かつ計画的に実施してまいります。

本市では、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の校内交流型・連携型の整備の推進、並びに県と共同で実施している「とやまっ子さんさん広場推進事業」を含めた総合的なこどもの放課後対策を引き続き推進します。

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこども（以下「放課後児童」という）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市の現状

○本市では現在9つの放課後児童クラブを設置しています。

2024（令和6）年度に公設1クラブ・民設1クラブの整備を実施しており、2025（令和7）年度からは11クラブとなります。

確保方策

○現在実施している校区においては、利用ニーズは年々高くなっており、児童数が減少しても、総利用者数は現状と同程度で推移すると見込んでいます。また、利用希望者が増加している校区もあることから、適正な事業量確保に努めます。

単位：人

量の見込みと確保方策	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	439	428	427	416	414
1年生	132	115	119	109	114
2年生	103	106	93	97	90
3年生	85	89	94	83	88
4年生	64	62	66	70	63
5年生	38	40	39	42	44
6年生	17	16	16	15	15
②確保の状況	480	480	480	480	480
乖離（②-①）	41	52	53	64	66

(2) 放課後子ども教室・土曜学習推進事業

市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用しながら地域の方々の参画を得て、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取組を実施することで、こどもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

また、放課後児童クラブと連携を取りながら、校内交流型・連携型の事業を推進し、さまざまな困難を抱えたこどもを含む放課後のこどもの居場所づくりと体験・学習の機会の場の創出を図っています。

本市の現状

○本市では現在5つの放課後子ども教室と4つの土曜学習推進事業及び中学生学習支援事業を実施しています。

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

確保方針

○これらの放課後子ども教室等の事業について、幅広く周知するとともに、各教室の指導者の確保と研修による質の向上に努め、利用の増加を図ります。

単位：人

取り組みと確保方針	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200
低学年	3,530	3,520	3,510	3,500	3,490
高学年	1,750	1,740	1,730	1,720	1,710
②確保の状況	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200
乖離(②-①)	0	0	0	0	0
実施か所数	12	12	12	12	12

(3) とやまっ子さんさん広場推進事業

地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO法人等が地域において多様な形で取り組む自主的なこどもの居場所づくりを進める事業です。地域主体で運営されており、放課後児童クラブと比較して、実施期間や時間が柔軟に設定でき、放課後児童だけでなくさまざまな困難を抱えるこども達も利用することができます。

本市の現状

○本市では9か所で事業を実施しています。

市独自に県基準額への上乗せ支援を行ったり、事業に取り組む地域づくり協議会の住民自治推進交付金を上乗せするなどして、地域主体の開設を促進しています。

確保方針

○スタートアップ事業である「子どもの居場所づくり促進事業」に取り組み、その後、本事業へとステップアップできるよう、地域団体への制度周知と支援に努めます。

単位：か所

事業の目標値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
実施か所数	10	10	11	11	11

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、児童福祉のみならず、保健、教育、生活環境、仕事と家庭の両立支援、安全対策など広範囲にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

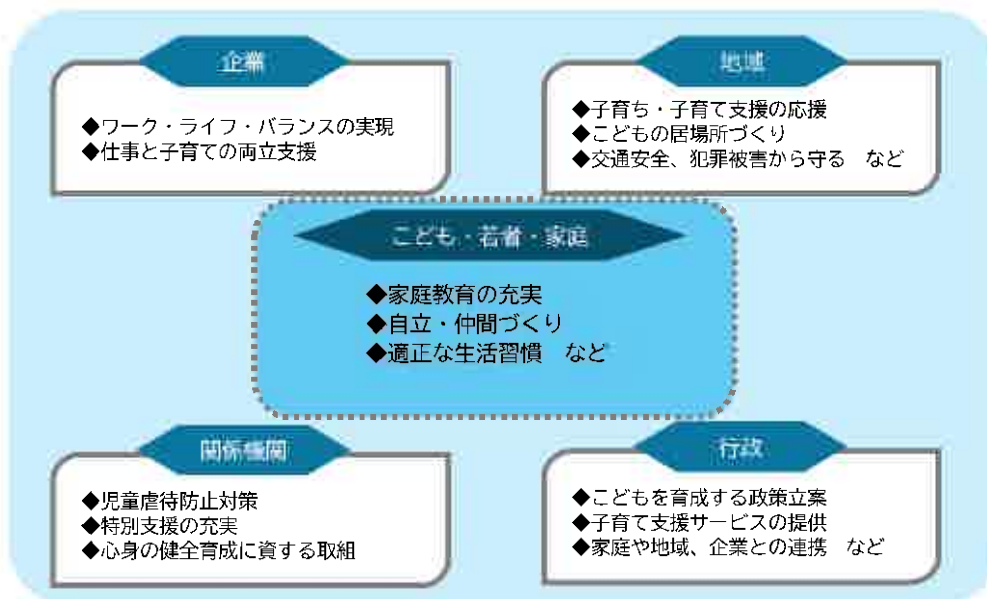
このため、市長を本部長とする「こども施策推進本部」を中心に、庁内の各関係部署間の連携を強化して全庁的に施策を推進するとともに、保健センターや教育機関、警察等の関係機関、県、近隣市町村とも協力体制を構築し、市の隅々まで行きわたる適切な計画の推進を図ります。

さらに、市民のニーズに応じた適切な子育て支援が行き届くよう、また、子育て支援に係る多様なサービスを効果的・効率的に提供していくためにも、今後も横のつながりを強化し、総合的な取組を推進していきます。そして、計画の進捗状況の把握に努め、計画的な事業の推進を図ります。

2 関連機関や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民や事業者、行政の協働により、施策を推進していく必要があります。施設や企業、市民一人ひとりの理解と協力を得るためにも、本計画の趣旨や理念、施策の内容等の周知を図ります。

また、子育て支援は、保育園や認定こども園、学校といった子育て支援関係者だけが一手に担うものではなく、これらはあくまでも子育て支援サービスを提供する中心的な存在であり、市民の一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、子育て環境を支える地域の方々と連携、協働して、子育て支援の輪が広がるまちづくりに取り組みます。



3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

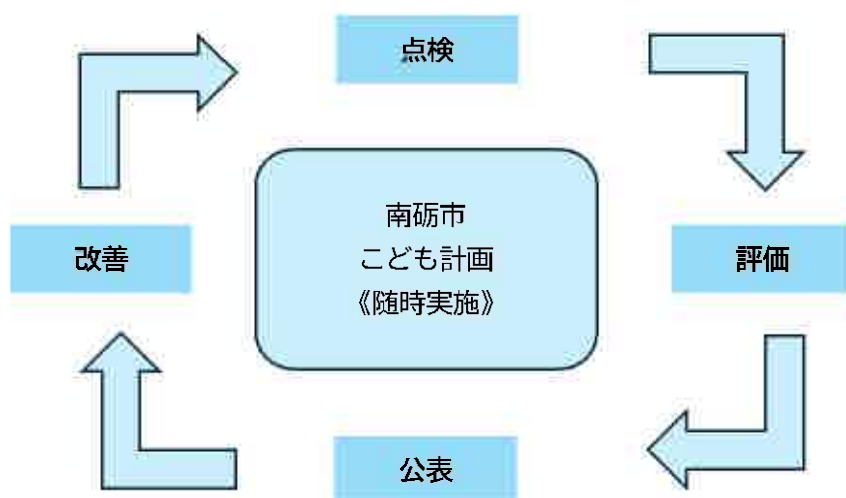
(1) 計画の点検及び評価

計画期間においては随時本計画の第4章、第5章に記載した各施策及び事業の実施状況や子ども・子育て支援事業の事業量の確保策の進捗状況について点検及び評価し、南砺市子ども・子育て会議に報告します。会議では、変更が必要な場合は、重要性・緊急性を勘案し、他の施策や事業との整合に配慮しながら、より適切かつ充実した取組となるよう調整を図っていきます。

なお、上位計画である総合計画及び地域福祉計画に掲げられている重点施策については、それぞれの計画で点検及び評価を行うこととします。

(2) 計画の公表

点検及び評価並びに見直しについては、広く住民に公表して、周知を図るとともに、意見や要望等を集約し、取組に反映するよう努めます。



資料編

1 南砺市子ども・子育て会議

(1) 南砺市子ども・子育て会議条例

○南砺市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第37号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、南砺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者

(5) 公募による者

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、総合政策部こども課において処理する。

(運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 最初の子ども・子育て会議が開く会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月20日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日条例第28号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 南砺市子ども・子育て会議委員名簿

【令和4・5年度】

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日

役職	氏名	団体名など	備考
	上坂 紀子	公募	
	上田 紀子	放課後児童クラブ代表（きっずらんどクラブ）	
会長	宇野 雪江	民生委員児童委員協議会	
	大河原 晴子	公募	
	大西 正起	PTA 連絡協議会会長	
	小原 香織	公募	
	川原 祐策	認定こども園保護者（福野青葉幼稚園）	
	齊藤 優華	認可外保育施設代表（寺子こどもえん）	
	高瀬 見加子	母子保健推進員連絡協議会会長	
副会長	高田 実	地域づくり協議会連合会代表	
	竹中 雅司	商工会事務局長	
	竹中 友佳子	子育て支援センター代表（喜志麻保育園内）	
	谷戸 仁美	保育士会会長（認定こども園井波にじいろ保育園）	
	藤井 一哉	中学校校長会会長（福光中学校校長）	
	曲師 政隆	小学校校長会会長（福野小学校校長）	
	松嶋 裕治	生涯学習連絡協議会会長	
	森田 清仁	公募	
	横山 一乃	認定こども園代表（福光青葉幼稚園園長）	
	米倉 健太	保育園保護者代表（利賀ささゆり保育園）	

（50音順・敬称略）

【令和6・7年度】

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日

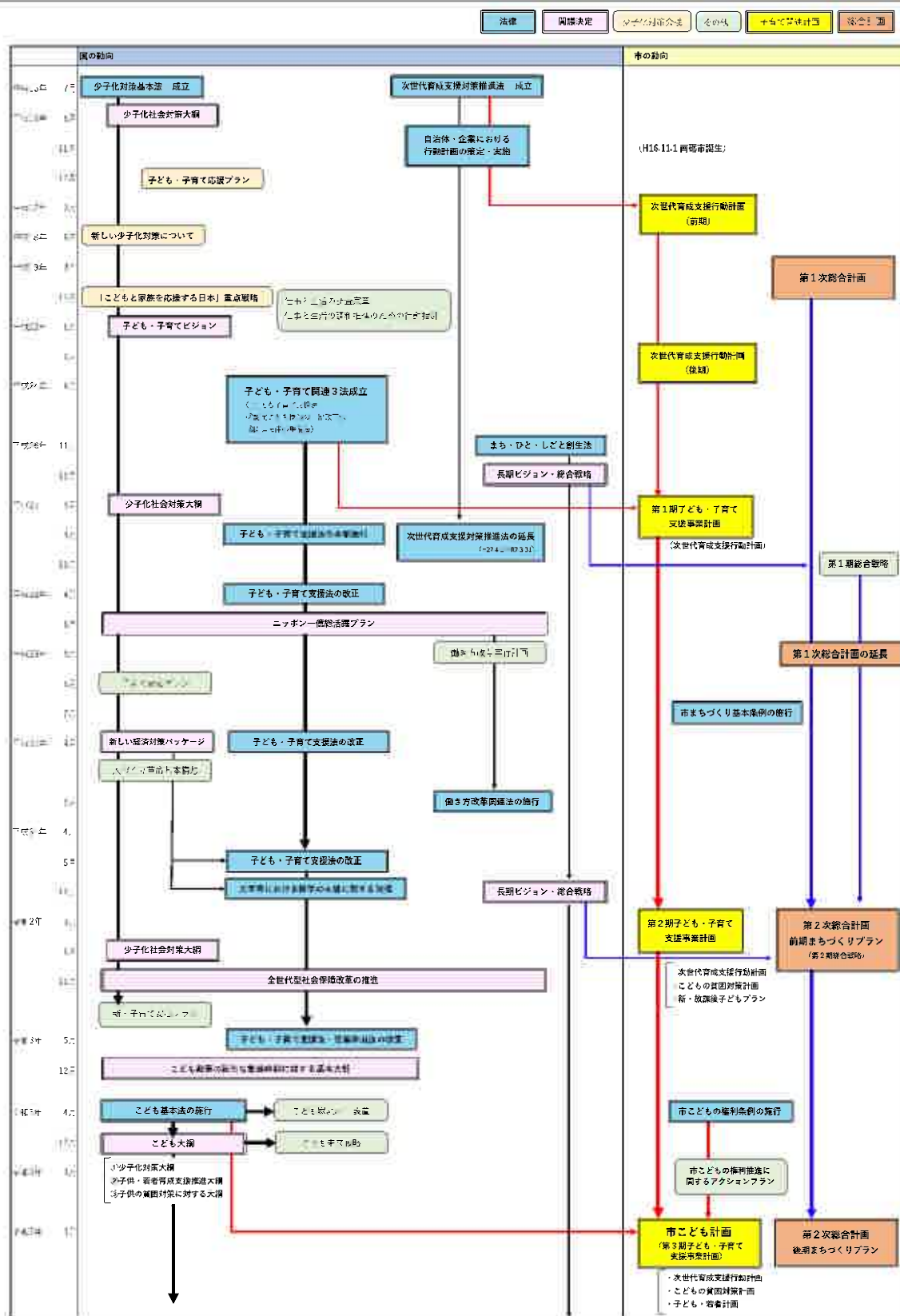
役職	氏名	団体名など	備考
	上坂 紀子	公募	
	内山 真寿美	児童館・放課後児童クラブ代表（城端児童館館長）	
会長	宇野 雪江	民生委員児童委員協議会	
	大河原 晴子	公募	令和6年12月2日まで
	小原 香織	公募	
	唐嶋 田鶴子	認定こども園代表（認定こども園福野青葉幼稚園園長）	
	川邊 博己	認定こども園保護者代表（福光青葉幼稚園）	
	齊藤 優華	認可外保育施設代表（寺子こどもえん代表）	
	高瀬 見加子	母子保健推進員連絡協議会会長	
	高田 公美	小学校校長会会長（福光中部小学校校長）	
副会長	高田 実	地域づくり協議会連合会代表	
	竹中 雅司	商工会事務局長	
	竹中 友佳子	地域子ども・子育て支援事業者代表（喜志麻保育園園長）	
	田嶋 原子	保育士会会長（福光どんぐり保育園園長）	
	野原 充章	保育園保護者代表（井波にじいろ保育園）	
	橋爪 央樹	PTA 連絡協議会会長	
	松嶋 裕治	生涯学習連絡協議会会長	
	養口 義裕	中学校校長会会長（福光中学校校長）	
	森田 清仁	公募	

（50音順・敬称略）

(3) 会議の開催日と審議内容

開催日	会議名	審議内容
令和5年度		
8月30日	子ども・子育て会議 (第1回)	・計画の策定の方向性について (こども基本法に基づく市町村こども計画として策定)
3月27日	子ども・子育て会議 (第2回)	・計画策定にむけたニーズ調査の実施について (従来妊産婦、就学前児童・小学生の保護者に加えて、こども基本法の趣旨を踏まえて小中学生を対象とした調査を追加)
令和6年度		
5月～6月	(計画策定にむけたニーズ調査、子育て支援団体へのヒアリング、こどもの意見聴取の実施)	・妊産婦、就学前児童・小学生の保護者 ・子育て支援関係団体 ・小学5年生、中学2年生
9月6日	子ども・子育て会議 (第1回)	・ニーズ調査の結果について ・計画の骨子案について
11月19日	(計画策定にむけたこどもの意見聴取の実施)	・こどもの権利委員会こども部会
12月9日	子ども・子育て会議 (第2回)	・計画(素案)について
令和6年 12月25日 ～令和7年 1月13日	パブリックコメントの実施	・計画(案)について
2月26日	子ども・子育て会議 (第3回)	・パブリックコメント結果について ・計画(案)について

2 子育て支援・少子化対策の動向



『南砺市こども計画』

発行日	令和7年3月
発行者	南砺市 総合政策部 こども課
電 話	0763-23-2010

